

研究ノート

新聞ジャーナリズムの限界と可能性（二）

——『外岡秀俊という新聞記者がいた』を素材にして——

大 石 裕

1、はじめに

- 1、はじめに
- 2、現場主義
- 3、戦争報道
- 4、震災報道
- 5、沖縄問題
- 6、日本の安全保障
- 7、国際貢献と憲法問題
- 8、ジャーナリズムと歴史認識
- 9、ジャーナリズムの社会的責任
- 10、ジャーナリズムの自由
- 11、終わりに

『新聞記者の流儀——戦後二四人の名物新聞記者たち』という本がある（河合二〇一二）。その冒頭、印象的な言葉がいくつか記されている。その一つが、「新聞記者は「現場研究者」にならなくてはならない。現場には、ちゃんと真実がある。あるいは、なんらかの理由でその「真実」が隠されている場合もある（牧内節男・毎日新聞）」（同、一三）というものである。ここでは「真実」という言葉が無警戒に使用されており、ゆえにこの見解をそのま

ま受け容れることは難しい。しかし、「真実」という言葉を使うことで、新聞記者にとつての「現場」の重要性を示そうという意図は理解できる。

本稿で扱う新聞記者、ジャーナリストの外岡秀俊は、出来事が生じる、生じた現場の重要性を知りつくす一方で、確固たる思想を抱きつつ、驚くほど多様な分野を対象に記事、解説、論評、本を書き続けた。以下では、外岡の新聞社退職後、「二〇一五年一月から一七年五月まで、ほぼ月一回のペースで二―三時間のインタビューを計一八回行った」(及川 二〇二四、五) 結果をまとめた、『外岡秀俊という新聞記者がいた』を素材に、新聞ジャーナリズムを再考する。

この本については、池澤夏樹が「何よりも現場、暮らしを見据えた」と題した書評で以下のように述べている(毎日新聞、二〇二四年六月一日)。

「朝日新聞に外岡秀俊という新聞記者がいた。同社の後輩が「この人の経験と知見は細大漏らさず保存しておくべきだ」と考えて長期にわたる聞き書きを実行した。外岡は記者として特異であると同時に普遍でもあった。

新聞記者は対象を選んで取材し記事を書く。何よりも現場

が大事。そう考えたから外岡は阪神淡路大震災の時、半年ずつと神戸に滞在し、濃密な記事を書いた。……目の前の事件だけではなく、それが意味するところを大きな枠の中で考える。そのために大型の特集や連載記事という形式を用意する。自社の過去も検証する。……記者は行きたいところへ行く。これが基本の姿勢。」

また、読売新聞の鶴飼哲夫(編集委員)によっても、次のように紹介されている(読売新聞、二〇二四年八月九日)。

「村上龍「限りなく透明に近いブルー」が世に出た一九七六年、もう一人の学生作家が注目された。青春の憂愁を鮮烈に描く「北帰行」で文芸賞を受けた東大在学中の外岡秀俊である。卒業後、作家ではなく新聞記者の道を選び、震災の現場や九・一一同時テロ後の世界を駆け回るなど、一記者として時代と向き合ってきた。「朝日的」なにおいがほとんどなかったとされる外岡は、どんな思いで取材してきたのか。昇進には無関心の現場主義者がなぜ、編集局長を務めたのか。早期退社し、中原清一郎の名で小説を再開した理由は? 二〇二一年に急逝した氏が生前に行った回想を、元記者の著者がまとめた。論の部分に異論があっても、常に現場から考える

語りは実にすがすがしい。」

外岡の経歴を簡単に振り返る。この紹介文にもあるように、外岡は大学在学中に「北帰行」という小説で第一三回「文藝賞」（河出書房新社主催）を受賞し（一九七六年）、作家として高い評価を得た。卒業後、一九七六年に朝日新聞社に入社、新潟支局に赴任、その後、横浜支局、学芸部、社会部、外報部、ニューヨーク支局、AERA編集部、論説委員、編集委員、ヨーロッパ総局長を経て、東京編集局長（ゼネラル・エディター）に就き、香港駐在編集委員を最後に二〇一一年に退職した。外岡は実に多くの部局で、多彩な経験を積み、自らの思想を形成し、それを多種多様な問題に適用していく。

本稿では、『外岡秀俊という新聞記者がいた』の中で示されたいくつかのキーワードを取り上げ、また外岡が執筆した本や記事も参照しながら考察を試みる。外岡の足跡をたどり、思想を探ってみる。この作業を通じて、新聞ジャーナリズムの限界と可能性について考えてみたい。

2、現場主義

（1）現場取材と先入観

外岡は新聞記者の仕事について、「取材・原稿・紙面化までの一貫した流れ」と述べる（及川二〇二四、一七）。新聞記者の仕事を一連のニュースの制作、生産の流れとして、すなわち「社会的出来事を選択・取材」↓「ニュースの素材の編集・整理」↓「ニュース」と把握していた。外岡は取材のために「現場」に足を運ぶことの重要性を繰り返し説いている。先の書評や紹介文の中でも、「何よりも現場が大事」、「現場主義者」、「現場から考える語り」といった言葉が用いられている。

外岡は『情報のさばき方』という書の中で、取材活動との関連から、「ともかく、一刻も早く現場に行け」というのは、「伝聞で誰かから聞くよりも、現場でより正確で、豊かな情報が無数に転がっているから」（外岡二〇〇六、四五）と述べている。伝聞情報との対比から、現場取材の大切さを強調している。伝聞情報の危うさについては、外岡は『発信力の育て方』という書の中で、次のように論じている。

「うわさやデマは、少数派や弱者、外国籍の人など、多数派とは異質な人を、無意識のうちに遠ざけ、差別することにも使われます。伝聞をそのままだかに伝えることは、こうしたうわさやデマに加わることにもなりかねません。」(外岡二〇一五、一五七)。

外報記事に関しても、「外電を使って、実際には行っていない記者の名前でルポのような記事を書くことがある。これにはものすごく抵抗を感じましたね」(及川二〇二四、一〇五)、と語っている。あるいは、デモを事例に取材方法について次のように述べているが、実に興味深い。

「私の流儀はいたって簡単です。群衆の間に佇んで表情をじっと読むだけです。老若男女や階層、服装、表情に偏りがないか。……集会にかかる費用はどのくらいで、参加する人々は報酬を得ているのかどうか。つまり、集会がどこまで統制されているのかを感じ取る方法です。」(外岡二〇〇五、一二八)

外岡は新聞ジャーナリズムの現場主義については、速報

性の面で絶対的に優位に立ち、しかも生中継が可能なテレビとは異なる、独自の強みがあると考えていた。以下は阪神淡路大震災の取材と関連させて行なった新聞の強み、使命に関する見方である。

「メディアは一番激しい現場をクローズアップします。高速道路が横倒しになった映像や、ビルが崩れた映像は、強い印象を与える。しかし実際には、サンフランシスコやオークランドで何が起こっているか、テレビでは伝えきれないものがあるんです。とてつもなく大きな事件、災害、戦争で、映像メディアが引き上げた後でも、活字メディアがじっくり見ていく必要があります。」(及川二〇二四、六八)

テレビによって伝えられる「現場」は、一定の角度から映し出された映像、切り取られ、編集された映像から成り立っている。それが「クローズアップ」された「激しい現場」である。外岡はテレビとは異なる現場を継続的に観察、報道し続けることの重要性を主張し、そうした作業を行うことが新聞ジャーナリズムの役割と考えた。時間の経過に耐えられる報道を重視するジャーナリズム、それが新聞だと言っているのである。この視点は、後述するジャーナリズムの

歴史的視点に接続する。

すでに明らかのように、「現場主義」というのは、たんに現場に行き、取材することだけを指すのではない。社会の様々な課題を認識し、それを抱えながら現場に赴くこと、それが「現場主義」の本義である。

外岡は朝日新聞の先輩記者、正田桂一郎の一連の仕事が高く評価し、記者としての基本的な姿勢、記事での表現手法も含め深い敬意を示していた。正田の現場取材に関する教えは、「あらかじめ仮説を持って現場に行く。それが現場でくつがえることもあるけど、そうしないと何も得られないまま、散漫な文章になる」（同、四〇）というものであった。

予断的な仮説が現場取材によって裏切られることは当然ある。その点について外岡は、「多くの読者は偏見や先入観に満ちている。それが現場に行って違っていたら、そこがニュースになる。これが正田さんが長い間に培ってきた方法論なのでしょう」（同、四二）と語る。関連して、「あえて先入観や固定観念をモデル化する」という正田さんの予備作業は、「現場で何を見るのか」という焦点を絞る動作であり、「仮説を裏切る現場」にこそ、ニュースの核心があるのです」（外岡二〇〇六、九八）とも述べる。

現場取材によって偏見や先入観とは異なる事実が発見され、予測と違う認識が生まれること、それがニュースバリューを高めるという見方が示されている。ニュースバリューの指標の一つに、出来事の「意外性」がよくあげられる。記者は読者にその「意外性」を伝えるだけでなく、その「意外性」の意味を社会に知らせることが役割と言いうのである。

（2）現場主義とリアリズム

現場主義は、出来事の正確な描写を目指すリアリズムに通じる。

「歴史家が確定した史料を通じて不可逆の過去を扱う人だとすれば、ジャーナリストはまだ息づく生体を、裸眼や顕微鏡で観察する人間なのかもしれません。」（外岡二〇〇五、五二）

この言葉は、現場主義、リアリズムの意味を凝縮している。外岡はまた、同僚の船橋洋一について「リアリズムを大切にする」記者と評し、取材についても「その方法は精緻で、特に権力基盤の分析に優れ、権力の側に直接取材し

て、ストーリーとして分かりやすく示すことで一時代を築いた」と高く評価するが、同時に「手法でいうと僕は、船橋さんと対極にあると思います」と率直に語る（及川二〇二四、一六八）。というのも、以下の取材方法を探るからである。

「……困っている人がいると、なぜ困っているのかをまず直接聞いて、そこから構造に迫ってゆく。何か問題があったときに責任者に聞く必要はないと思っている。そういう人たちは自分で発信できるルートを持っていますからね。僕らが行かないと声を発するすべのない人、話す相手が誰もいない人のところに行くべきだと思います。」（同、一六九）

記者としての基本姿勢、取材相手の選定が、外岡と船橋は対極に位置することがよくわかる発言である。外岡は「何らかの渦中では、トップに近い人間に聞くより、現場に行って市井の人の話を聞かなければと思っています」（同、三三—三四）という姿勢を優先させていた。こうした志向性は、現場に向かう記者の職業的、社会的使命に結びつくことになる。以下の主張はその核心である。

「なぜ、そんなリスクをかけてでも現場に向かうのか。それは、そこで暮らすふつうの人々がいるからです。彼らは自らが望んだのではなく、たまたま戦争や災害が起きたために、その場に残され、孤立しているのです。もしジャーナリストがその場に向かわなかったら、彼らの苦しみや痛みを知らせる人はどこにもいません。」（外岡二〇一五、一〇七）。

こうした現場主義は、東日本大震災の時の原発事故をめぐる当時の日本のメディアの報道姿勢に対する批判へと向かうことになる。

「（二〇一一年福島原発事故が生じた際に相馬市のような…引用者）二万人の市民が残っているところで報道陣が撤収するというのはあり得ない……。あれは報道の真価が問われる事態だったと思います。」（及川二〇二四、一一—一二）

外岡にとつての現場主義とは、社会の課題を認識しつつ、可能な限り現場にいながら、ふつうの、市井の人々と同じ目線に立ち、出来事や事件を見つめ、感じ、考え、そして記事にすることであった。

（3）「現場」と歴史軸

現場主義こそが新聞記者＝ジャーナリストにとつての基
本、外岡はそうした姿勢を貫いてきた。ただし社会の
「今」、流れを知るための手法については次のように語って
いる。

「ひとりを取り上げれば美談になるけれども、百人を取材
して、それぞれ生き方は違うけれども共通している何かがあ
って、それは時代の鼓動と言いか、時代の動きを確実に伝え
ているんですね。単なる感動ストーリーとか美談で終わらな
い、何か社会を動かす力を持っている。そこで取材して見
えてくるものがあるんです。」（及川二〇一四、三二六）

取材を通して、「時代の鼓動」、「社会を動かす力」を確
実に把握するためには、もう一つの視点が重要になる。そ
れが、歴史観であり、歴史軸である。外岡は、朝日新聞紙
面で「ザ・コラム」という欄を担当していた当時の思いに
ついて、「僕の場合は、ある程度の分量があるコラムでは、
必ず歴史ということを軸に入れるというのを考えました」
（同、三二二）と述べている。一般の記事と異なり、コラ
ムは分量が確保され、速報性に重きは置かれない。それゆ

え歴史軸を適用しやすいと言うのである。

関連して、『傍観者からの手紙2 アジアへ』への「あと
がき」では次のように述べている。

「これらの文章で、成否はともかく、私は時事問題を追う
よりも、社会現象を通して歴史の軸心に遡ろうと試みたが、
それは仕事柄、目先の出来事に振り回される心の平衡を保つ
ためだったともいえる。……雑事に追われた日々、これらの
文章を書き継いでいくことが、私にとつてはただ一つ、惑乱
と懶惰にとらわれず、現実に向き合う拠り所を与えてくれ
た。」（外岡二〇一〇、二三九）

コラムの執筆により歴史の軸を見定め、それを拠り所に
して現実に向き合い日々記事を書くこと、すなわち歴史と
現実との関係性を意識することは、すべての記者、ジャー
ナリストにとつて必要なはずである。単純なストレートニ
ュースを除けば、こうした歴史軸の視点を新聞記事に組み
入れることは十分可能であり、必要である。あるいは、ス
トレートニュースにしても、工夫次第では歴史軸を含みこ
ませることはできる。次の言葉はそのことを言い当ててい
る。

「自分の目で見て耳で聞いて、歴史の縦軸を掘り下げていくということ……。それは、歴史家の仕事でもあるんだけど、ジャーナリストは必ずそれを持っているべきだと思うんですよね。つまり、今起きつつあることをどう定義するかということ問われるわけだから。それはやっぱり過去の事例とか経験に即して見ないと、いま目の前で何が起きつつあるのかということ定義できない。」(及川 二〇二四、三五七)

ジャーナリズム論、ニユース論にとって、この発言は意義深い。というのも、眼前で起きている出来事の意味づけ、定義づけという作業は、ジャーナリストにとって、最も重要かつ重大な仕事であり、それが当該の出来事の社会的評価に大きな影響を与えるからである。出来事の定義づけに必要なのが、ここで言う「過去の事例とか経験」という「歴史軸」にほかならない。ちなみに、比屋根照夫は、そうした歴史軸を基盤に据える外岡の仕事ぶりを高く評価する。

「外岡さんの取材は、いわば正面から切り込んでくるようなもので、新聞記者というより研究者、あるいは言論人的な

まなざしというか、表層をなでるのではなく、その社会、対象の背景、歴史、文化をよく調べて、本格的な知性の蓄積で取材をやるから、記事も一語一句の文章が切れるんですよ。すつと本質に入ってゆく。」(同一五二―一五三)

この点こそが、ジャーナリストとしての外岡の特長であり強みであった。実際、前述の池澤や鵜飼の書評の中でも、「外岡は記者として特異であると同時に普遍でもあった」、

「目の前の事件だけではなく、それが意味するところを大きな枠の中で考える」という言葉が並んでいる。外岡は現場主義を貫くと同時に、「大きな枠」、「普遍的」、そして歴史的な視点を持ちながら記者生活を送っていた。

3、戦争報道

外岡は、特派員の経験も長く戦争報道にも何度か携わった。その経験から、戦争(報道)の現場あるいはその実情に関する興味深い知識や教訓も披露している。

「米軍の動きを知るため、とにかく幹線道路をマークしました。何を運んでいるのか、ロジステイクをチェックする。

……戦争はロジスティクスがすごく大事です。何もないところに巨大な工場を建てるようなものですからね。」(及川二〇二四、一〇三)

「湾岸戦争の兵士はヒスパニックや黒人が多い。特に地上部隊はそうでした。空軍はエリートも多いけれど。貧者を動員する、しかもキレイな、スマートな戦争のように見せようとした。しかし決してそんなことはなかった。戦争をいかにきれいに見せるか、しかし実態はいかにひどいものか。そこをめぐる権力とメディアの攻防ということでした。」(同、一四)

「近代と違って現代の戦争で最初にやることは、特殊部隊を投入し、遭難者の救援体制を整えることで、そのため周辺国から領海領空を通過する許可を得る必要があるわけです。救援体制を整えるために基地も作る。そうなるという空爆が始まってもおかしくない。」(同、一八一)

外岡は戦争の実情を冷徹に見つめ、多くの知識や教訓を獲得した。同時に、戦争報道が情報操作とつねに深く関わることへの配慮も決して忘れなかった。

(1) 湾岸戦争

一九九〇年八月二日、イラクが隣国のクウェートに侵攻した。国際連合は当日、イラク軍の即時無条件撤退を求め、安全保障理事会決議を採択したが、イラクはこの決議に従わなかった。安全保障理事会はイラクに対して経済制裁を行うことを決定し、さらにイラクによるクウェート併合を無効とする決議を採択した。しかし、イラクは国連の撤退要求に応じなかった。そこで、アメリカを中心に結成された三十四カ国からなる多国籍軍が一九九一年一月一七日にイラク攻撃を開始、翌二月には地上部隊が侵攻開始、二月末に停戦合意が成り、この戦争は多国籍軍の圧倒的な勝利で終結した。

a. 誤報「油まみれの水鳥」

世界の多くのメディアは、熱心にこの湾岸戦争の戦況を伝えていた。その中で、朝日新聞は次の記事を掲載した。

「ペルシャ湾に流出した原油、貴重な生物のいのち脅かす、湾岸戦争」と題した記事で「クウェート沖から流れ出した原油が、ペルシャ湾を「海の砂漠」に変えつつある。……米政府の二五日後(日本時間二六日午前)の発表によると、ク

ウエート沖の石油積み出し基地から流出した原油量は数百万バレルに達する恐れがある。」(一九九一年一月二八日夕刊)

かの有名な「油まみれの水鳥」の報道である。外岡はこの報道に直接関わっていた。翌二九日の朝日新聞の夕刊には「油覆う浜、無人の町 原油汚染のサウジのカフジを見る【ダーラン(サウジアラビア東部州) 二九日】外岡特派員」と題した署名記事が載っている。この記事は、「黒い油に覆われた海浜、横たわる鳥の死がい——湾岸戦争開戦と同時に軍事作戦地域になり、無人の町となったサウジアラビア国境のカフジが二八日、報道陣に公開された」という一文で始まる。この「黒い油」が流出した原因に関しては次のように記されている。

「米国防総省の発表では、クウェートから流出した原油はまだ沖合にあり、今回カフジに打ち寄せた原油は、別の流出源から漏れたものとみられる。しかし、戦火が原因で流出したことはほぼ間違いなく、今回の戦争が環境に対しても重大な脅威になっていることを示している。」

この記事では、原油流出の原因は明言されてない。しか

し、「油まみれの水鳥」の写真、テレビニュースの画像は世界中に流れ、大きな衝撃を与えていた。アメリカ側からは、イラクの意図的な原油流出による「環境テロ」原因説が流されていた。毎日新聞のコラム「余録」(一九九一年一月二七日)は次のように述べている。

「どす黒い原油を浴びて飛ぶこともできず、ぐったりしている水鳥の姿が哀れだ。原油の波が打ち寄せるサウジアラビア海岸。青かったペルシャ湾の海は黒く濁り、空には黒煙がたなびいている。……米国はイラクが原油を故意に放出したと非難し、イラクは米軍機がイラクのタンカーを爆撃したためだと反論している。言い争っている間にも汚染は拡大し、環境悪化が進行している。人間は自分の首を絞めている。当事者だけ愚行に気がついていない。」

周知のように、湾岸戦争を伝える欧米、そして日本の主要メディアは、概してアメリカ中心の多国籍軍を「正義」、クウェートを侵略したイラク軍を「悪」という「物語」に依拠しながら、この戦争を報じていた。結果、前掲の外岡の記事にしても、そうした物語の枠の中で、一定の意味を持つことを余儀なくされた。

外岡は上掲の記事を念頭に、「このときは「あり得ない」と何度も何度も言ったんだけど、一面トップに私の名前で原稿が載ってしまった」（及川 二〇二四、一〇四）と述懐している。当時のクウェートと多国籍軍の宣伝工作に関しても、「ヒル&ノートンという広告代理店がクウェートの宣伝キャンペーンを請け負って、イラクの環境破壊、環境テロという虚偽宣伝を展開したんです。……マスコミを使って世論誘導をしようとしたわけです」（同）と説明している。戦争報道の困難さの一面がここにある。

b. 取材規制、報道規制

戦争報道の場合、一般に直接的な報道規制、映像や記事に対する検閲といった明確な規制手法がとられる。湾岸戦争時には、軍事作戦や軍の動向に関する報道の禁止、定例化された軍からの一方向的な記者会見、取材が許可されるのは軍に同行するプール取材のみ、といった手法が採られていた。外岡は、米陸軍の前線基地が置かれたサウジアラビアのダーランに到着し、取材制限に直面した。

「……米軍は「エンベデッド」という従軍記者制度（埋め込み型）「プール取材」などとも呼ばれる）を実施していて、

断片的な従軍記者のレポートが次々と出てきます。そこから全体状況をつかもうとするのは、ジグソーパズルを組み合わせるような作業でした。……米軍にはいざというためのグラウンドルールがあって「その規則に従います」というサインをさせられた。米軍の手の内を分らせるような記事を書かないことを求められていました。」（及川 二〇二四、一〇二）

各メディアは軍からのこうした取材制限や統制に対して当然反発、批判していた。しかし一方で、CNNの報道カメランが述べるように、次のようなニュースを流し続けていた。

「問題は政府の検閲だけではない。私が撮影したビデオを、アトランタの本社のプロデューサーは使わなかった。茶の間に流すのには汚すぎると思ったのだらう。……虐殺されたクウェートの市民の姿も撮った。頭を斧で割られたイラク兵の姿も撮影した。しかし、CNNは私の映像を流さなかった。……その結果、きれいなテレビゲームのような映像ばかりがテレビ画面に流れた。クリーンな戦争、フットボールやショーのような戦争。そうしたのはテレビ局だ。」（朝日新聞社会

部編、一九九一・一九

外岡は湾岸戦争の取材で得た教訓について次のように述べている。

「この水鳥事件とプール取材の一件があつて、外報の記事は虚構で成り立っている部分があることが分かった。……しかしその後、ずいぶん変わりました。記者が直接、現場に行けるようになって、ずいぶん外報の文化は変わったと思います。」(及川二〇二四、一〇六)

続けて、「外交交渉で宣伝戦の一翼を担うという面」を強調し(同、一〇九)、その代表的な事例として、先に若干触れた、CNNが湾岸戦争時に果たした役割について説明する。

「多国籍軍のピンポイント爆撃の様子はCNNの映像で公開され、軍事専門家がそれを解説する。いかに正確で、スマートであるか、精密誘導兵器の優秀さを強調しました。その背景には、ベトナム戦争の悪夢があった。軍への批判をいかに解消するか。正義の軍であると売り込むか。」(同)

批判的観点からのこうした説明は、現在ではかなり一般的になっている。戦争宣伝に関しては、外岡は「懷疑精神がまず犠牲にされ、「われわれ」の絶対的正当性と、「敵」の類い稀なる悪辣さとが、光と影のように対置されている。」(外岡二〇〇六、一七二)とも述べている。戦争宣伝、情報操作が、様々なシンボルを活用しながら、人々の理性ではなく感情や情動に訴えていることは広く知られている。関連して、「感性的なプロパガンダが成功するために最も重要なシンボル」の必要条件として、かつて以下の要因があげられたことがある(チャコティン一九四〇＝二〇一九、二六八―二六九)。

- ① 暗示的でなければならない。それが体现する思想を直接伝えなければならない。その形は個性的で容易に記憶されなければならない。
- ② ダイナミックでなければならない。闘争本能に関連した感情を喚起しなければならない。
- ③ きわめて単純なものでなければならない。あらゆる場所で大量に、また誰でも複製することができるように。

c. 歴史の中の湾岸戦争

湾岸戦争終了後、外岡は朝日新聞紙面で「アメリカの肖像」と題する連載を担当し（一九九三年一月四日から二月四日まで二二回）、それをもとに同名の本も出版した（外岡一九九四）。この本では、湾岸戦争そして戦争終結後のアメリカ社会を「強きアメリカの回帰」、「大統領への高支持」、「愛国主義への高揚」という三点から観察し、論じている。「これらの現象は、第二次大戦後のアメリカに共通（する）」（同、一二七）と述べる一方で、この種の変化がいかに劇的であったか、そして当時のアメリカ政府が「湾岸のベトナム化を回避する手立て」を講じていたかを述べている（同、二二九）。さらに、冷戦終了、湾岸戦争終了後のアメリカの政治社会に関しても論じている。

「冷戦時代の米国は、『自由』『平等』に反する限りにおいて、『共産主義』を敵視するという点で、保守とリベラルが一致する基盤があった。共産主義は、外側から、戦後の米国の統合理念を支えてきた、とも言える。ソ連の崩壊と、冷戦の終結によって、そのタガが外され、民族や人種、宗教をめぐる自己主張をどう調和させるかが大きな問題として浮上してきた。」（同、二五二―二五三）

当時、『歴史の終わり』（フランシス・フクヤマ）に象徴されるように、国際社会は「アメリカ一強体制」へと移行したという見解が優位であった。しかし、その一方で『文明の衝突』（サミュエル・ハンティントン）に典型的に見られるような、宗教問題が国際政治の力学と連動しつつ、新たな国際社会のリスクの高まりを主張する論者も少なからず存在していた。外岡は後者の見解にくみしていたが、実際の宗教上の亀裂はより深刻であった。外岡は当時抱いていた自らの考えを次のように回想している。

「東西対立が終わっても、世界平和は決してアメリカ一国の支配で守られるわけではないと思っていた。私は、冷戦後に民族対立が激化してゆくだろうと感じていました。しかし、宗教の要因がこれだけ深いものとは想像もしていなかったですね。むしろ宗教が世俗化していく中で宗教問題は表層化して、対立は減っていくと思っていた。」（及川二〇二四、一七五）

外岡は、国際社会の動きが自らの予測を超えてしまったことを率直に認める。その上で、「劇中劇のような舞台、

これが冷戦だった。劇中劇が終わって本物の劇に戻る、冷戦後の歴史はもとの世界史に戻るだけだ」(同、一七六)という、外交官・小和田恒の冷徹かつ印象的な言葉を紹介する。「本物の劇」は、「役者」を変えながらも現在も続いている。

(2) コソボ紛争

冷戦終了後、ソ連の勢力圏にあった東欧諸国は大きな政治社会変動を経験することになった。ユーゴスラビアもまた、崩壊、解体し、この地域では民族間の対立が続き、クロアチア紛争、ボスニア・ヘルツェゴビナ紛争が生じた。「民族浄化」という深刻な問題も生じた。旧ユーゴスラビア内のセルビア共和国では、アルバニア民族の独立運動をめぐって地域紛争が続いていたが、一九九八年二月本格化し、一九九九年二月にはNATO軍の介入、空爆が開始され、世界の注目を集めるようになった。外岡はこの深刻な地域紛争が生じた要因を以下のようにまとめている。

「旧ユーゴスラビアでは大セルビア主義、大クロアチア主義がぶつかり、その焦点をなすのがボスニアだった。ボスニアは歴史上、何度も翻弄されてきた。地下資源が豊富で、交

通の要衝でもある。ボスニアの血で血を洗う争いがコソボに拡大した。自治州のコソボが独立を目指し、これをセルビアのミロシェビッチが抑えこもうとした。」(及川二〇二四、一七二)

外岡はこの紛争を取材し、「戦火の果て、コソボ紛争・現場から」という連載を、一九九九年六月一日から一九日まで朝日新聞夕刊で掲載した。その中で注目すべき記事をいくつか取り上げてみる。外岡は、NATOの空爆による戦争終結というシナリオに簡単にくみすることはなかった。連載二回目「誤爆の虚実」では、以下のように述べている。

「ユーゴ空爆ほど「誤爆」という言葉が頻繁に使われた戦争はない。「人道目的」を掲げるNATOが民間人を殺傷するのは、建前に反する。その意図はなかったと強調するのが、「誤爆」の含意だ。だが、それは現実を反映していない。軍事用語の「コラテルダメージ」(付帯被害)の方が正確だろう。」(六月一六日夕刊)

連載三回目「略奪のあと」(六月一七日夕刊)では、「空

爆後、状況はすべて悪化しました。空爆を逃れて難民になった人もいます。何よりも、空爆を利用して、セルビア側が『浄化』を強めたのが問題でした」という住民の証言を伝えている。ここでの「浄化」が民族浄化を指すのは言うまでもない。

五回目（最終回）「勝利の味」（六月一九日夕刊）では、「バルカンの将来は今も不透明で、民族間の憎しみはかえって深まったように思える。NATOの勝利の苦さである」と述べた後、「地上における民族間の「排除」の動きと、高度な軍事技術を駆使したNATO軍による空からの「選別的攻撃」とが重なった点で、特異な紛争となった」と評した。

こうした経験を通じて、以下に示すような見解や教訓をやはり最終回で示している。それは「現代戦には、二つの制約条件がある。一つは国内政治のために、自軍の損傷を最小限にすること。もう一つは国際世論を気にして、民間人の巻き添えを最小限にすること」というものである。その上で、「コソボ紛争の二つの教訓」を記すことも忘れなかった。

「一つは、複雑な歴史と文化の地層が折り重なる地域で、

善悪を二分して軍事力行使するやり方には限界がある、ということ。もう一つは、民族主義にせよ分離主義にせよ、人々に暴力をおおる武装集団は、結局は人々に受苦しかもたらさない、ということだ。」

戦争現場を取材することで、外岡はこうした見解や教訓を示すことになった。これは先にふれた外岡の「大きな枠」、「普遍的」な視点に通じるものであった。

（3）イラク戦争

a. 同時多発テロと「反テロ愛国法」

二〇〇一年九月一日、イスラム原理主義を標榜する国際テロ組織のアルカイダが、アメリカ本土で「同時多発テロ」を起こした。この行為は、アメリカ社会にとどまらず全世界に大きな衝撃を与えた。翌一〇月、米軍を中心とした有志国連合が、アルカイダの本拠地があると言われたアフガニスタンに侵攻した。これら一連の「テロとの戦争（War on Terror）」は多くの国によって支持された。二〇〇一年十一月、米軍などの支援を受けた「北部同盟」がアフガニスタンの首都カブールの制圧にいったん成功した（後に、北部同盟の敵対勢力であるタリバーンが国土の大

部分を制圧、支配)。

「同時多発テロ」を受けて、ジョージ・W・ブッシュ大統領は二〇〇一年一〇月二六日に「反テロ愛国法」(Uniting and Strengthening America by Providing Appropriate Tools Required to Intercept and Obstruct Terrorism (USA PATRIOT) Act of 2001) に署名した。

この法律は以下のように要約されている(朝日新聞 二〇〇一年一〇月二八日)。

- ・テロリストと知りながらかくまうことを犯罪とする。
- ・テロの疑いのある外国人を司法手続なしに七日間拘束できる。
- ・容疑者の使用するあらゆる電話を盗聴できる。
- ・捜査当局はインターネット・プロバイダーから容疑者のEメールの通信記録を入手できる。
- ・電話とコンピュータの盗聴・傍受の権限は四年間の時限立法。

この記事はまた、この法律に関するアメリカ社会の動向について次のように伝えている。

「米CBS放送の今月の世論調査では、「テロ攻撃から守るためには個人の自由をいくらか手放さねばならない」と考える人が七九%にのぼるなど、米国民の間には人権よりも安全を優先する考え方が広がっている。法案の表決は、下院が賛成三五五、反対六六。上院は九八対一だった。」

ブッシュ大統領は、二〇〇二年一月二九日の一般教書演説で、国際社会にとつての危険な国としてイラク、イラン、北朝鮮を特定し、それらの国を「悪の枢軸(axis of evil)」と呼び、強く非難した。同年九月、「悪の枢軸」ならず者国家(houge state)」に対して、必要に応じて先制攻撃が可能という「ブッシュドクトリン(新戦略思想)」が表明された。そして、「対イラク攻撃容認決議」が、一〇月に下院、上院で可決された。この決議では、テロリスト(組織)を匿うだけでなく、大量破壊兵器を保有し、拡散する可能性が高いことなどを根拠に、サダム・フセイン大統領の政治体制を打倒することの正当性が主張された。

しかし、この主張は国際社会では多くの支持を得られなかった。国連を主な舞台として、フランス、ドイツ、ロシア、中国などが、国連による武器査察を継続すべきと主張し、軍事侵攻には強硬に反対した。それにもかかわらず、

米英両国とオーストラリアは、二〇〇三年三月にイラク侵攻に踏み切り、有利な戦いを進め、同年五月にブッシュ大統領による「戦闘終結宣言」が行われた。しかし、実際の戦闘は米軍を中心にその後長く続くことになる。

b. 違法な戦争、大量破壊兵器をめぐる偽情報

外岡は、二〇〇二年一〇月にヨーロッパ総局長としてロンドンに赴任し、イラク戦争に関しては、イギリスの動向を中心に多くの記事を書き、解説、論評も寄稿していた。

「日米欧同盟、深刻な岐路 イラク攻撃巡り対立激化」
（二〇〇三年三月三日、西村陽一と共著）では、「国連安保理が真つ二つに割れた。米英と仏独は別の世界の言葉を話しているようだ」米英が新決議案を出した二月二四日、国連の担当者が嘆いた」と欧米主要国間の対立を描いている。米軍の軍事行動については、「戦争は違法」原則の危機（イラク きしむ世界 米国から）（二〇〇三年三月一四日）の中で、次のような主張を展開した。

「八〇年代末から米国の軍事行動を取材し、今回ほど大義と連帯に欠ける介入に踏み込もうとする米国を見るのは初めてだ。……テロ組織。大量破壊兵器。ならず者国家。潜在的

な脅威であっても三者が重なれば先制攻撃の標的にする。証拠をつかむまで待てば、再びテロが起きる。国際社会が対応しない場合は、力行使する権利と責任がある。それが「九・一一後の世界」だと米国はみる。米国が世界に迫るのは、その世界観への同調だ。」

さらに、「米の独走、英の孤立招く（同時進行 大統領の戦争2）」（二〇〇三年三月二二日）では、イギリスのブレア首相がEU首脳会議に出席のためブリュッセルに向かったところ、「ロンドンの英国議会前広場のチャール像の周りを群衆が埋めた。開戦に抗議する若者たちが大半だ。デモには「ブレアは退陣せよ」というステッカーがあつた」と、イギリス国内の反戦気運の高まりを伝えている。

アメリカの軍事行動に対しても、特にヨーロッパでは大規模な反対・反戦デモが生じた。こうした社会情勢に関しては、次のように述べている。

「なぜこれほどの反戦の熱気が路上に立ち込めているのか、日本に理解したい突風のように見えるかもしれません。正直いって、欧州の空気が伝わらないような紙面づくりをしていることに、当事者としても忸怩たる思いを禁じ得ません。

いずれ結果は米国のいう通り戦争が始まるのだから、反戦や慎重派の動きを伝えると、結果的には紙面がぶれてしまう。そんな無力感が、いつの間にか私たちの肌身に染みていないとは言えません。」(外岡二〇〇五、一一)

この戦争を仕掛ける際の大義の一つとして掲げられた、大量兵器所有の問題に関しては、戦争終結宣言後に「『戦争前提』ゆがんだ情報 米英、イラクの大量破壊兵器巡り」(二〇〇三年七月八日、西村陽一と共著)と題した記事で、次のように報じている。

「イラク戦争前、強硬派の国防総省・副大統領スタッフと慎重派のCIA・国務省との間で、イラク情報の評価をめぐる暗闘があった。国防総省が戦争遂行の立場から新組織をつくり、優位に立ったことが、大量破壊兵器に関する情報が混乱する一因となったという。」

この記事は、アメリカ政府内でも見解の不一致があったことを指摘している。また、イギリス政府のキャンベル報道・戦略局長に注目し、ブレア政権の世論操作についても報じている。

「元デイリー・ミラー紙政治部長。マスコミ対策に不慣れた労働党、とのイメージを破り、保守系マスコミをも取り込む敏腕ぶりを発揮してきた。情報を加工し、政権に有利な世論誘導することにしたけた「スピン・ドクター」といわれる。」

さらに「『大義』を変えた米英首脳(帝国 大統領の戦争…一〇)」(二〇〇三年八月八日、西村陽一と共著)では、やはりこの戦争を痛烈に批判している。

「イラク戦争は、ブッシュ米大統領の戦争だった。それに劣らず、ブレア英首相の戦争でもあった。しかし、二人は今、『戦前』の大量破壊兵器情報にまつわる疑惑と、『戦後』のイラクの再建をめぐる混乱とで、指導者としての信頼性を問われている。あの戦争は一体、何だったのか——。」

c. 誤報と世論誘導

外岡はイラク戦争について、後に次のように語り、断罪している。

「パウエル国務長官が国連で決定的な証拠と述べたのは、イラクがアルカイダをかくまっていることと大量破壊兵器の存在だが、これは両方ともなかった。……フセイン政権が倒れた後に「力の真空」が生まれ、……IS（イスラム国）が生まれ、シリア内戦を混迷状態に陥れた」、「こんな大失敗は世界史でもあまり例がないんじゃないでしょうか。開戦理由が全部、間違っていた。」（及川 二〇二四、二〇七）

特に、先に触れたイラクが大量破壊兵器を保有するという情報、報道（誤報）に関しては、立花隆との対論の中で、当時の日米両国の報道に関して次のように評している。

「自衛隊のイラク派遣当時、米国のメディアも相当おかしくなっていると思った。ニューヨーク・タイムズも当時は大量破壊兵器の存在が濃厚だと報じた。〇一年の九・一一テロ事件以降、米国のジャーナリズムは衰退、弱体化し、権力に対する監視機能の低下は目を覆うほどだった。」（朝日新聞 二〇〇六年八月九日、「新聞の力、發揮を 徹底討論・ジャーナリズムの復興をめざして」）

関連して、イラク戦争時の日本のメディア、ジャーナリ

ズムを評した、辺見庸の指摘を引用しておきたい。

「（日本のマスメディアは…引用者）事態の焦点があたかも治安回復と戦後復興に移っているようにみせかけ、そうすることにより米英の侵略と殺戮と不法占領について免罪しているのである。これにより、大量破壊兵器の「保持」、「開発」に関するなんくせ↓「テロ国家」「ならずもの国家」「悪の枢軸」という断定↓空爆と殺戮↓大部隊の侵攻↓占領↓傀儡政権の樹立」という話し合いを一切排除した恐怖のプロセスがあたかもやむをえざる秩序の実現でもあるかのように定式化しつつある。」（辺見 二〇〇五、七八）

当時の日本の新聞の論調に関して、朝日新聞の二本の社説を引用しておく。

「フセイン大統領のような危険な独裁者が大量破壊兵器をもつことの脅威。兵器がテロ集団に渡る恐怖。その根を断ちたいという米国民の思いはわかる。……だが、イラクの脅威はただちに戦争という手段に訴えなければならぬほど差し迫っているだろうか。」（「踏みとどまる勇気を、イラク戦争」 二〇〇三年三月一四日）

「戦争しなくても大量破壊兵器を廃棄させる可能性が残っていたのに、ブッシュ政権は制止を振り切るように武力行使の道を選んだ。私たちはこの戦争を支持しない。……米英軍の攻撃は、軍事的な施設や本来の狙いである大量破壊兵器の関連施設に絞られるべきである。」(「宗教戦争にするなイラク攻撃開始」二〇〇三年〇三月二二日)

これらの社説は、イラク攻撃に反対しながらも、「大量破壊兵器をもつことの脅威」という「誤」情報を前提として、「兵器がテロ集団に渡る恐怖」という危惧を表明し、その上で攻撃目標を「大量破壊兵器の関連施設に絞られるべき」と主張していた。

一方、読売新聞は「米攻撃開始 イラク戦争の早期終結を望む」(二〇〇三年三月二二日)と題した社説で、「非はイラクにある」と明確に述べ、次のような主張を展開した。

「フセイン政権は、一刻も早く降伏すべきだ。今回の武力攻撃は、フセイン政権が湾岸戦争から今日までの十二年間、再三にわたって国連決議を無視し、国際社会を欺き続けたこととの帰結である。湾岸戦争の停戦の際、フセイン政権は大量

破壊兵器の廃棄を義務付けた国連決議を受け入れた。しかし、その後は義務を履行せず、一九九八年から四年間は、国連の査察も拒否した。」

この社説ではまた、米英とスペインによるイラクへの武力行使に関しても、以下のように主張した。

「『国際法違反』とする批判が、今なお内外に少なくない。湾岸戦争以来の経緯を踏まえれば、そうした批判は当たらない。一連の安保理決議の有効性を指摘して「武力行使の法的根拠はある」とする、米英両国の主張に理がある。」

さらに、二〇〇三年三月二五日の社説「イラク戦対応「正しい決断」と評価した世論」では、表題通り当時の小泉純一郎内閣のアメリカ支持という決断を妥当と考え、その根拠として以下の点をあげている。

「読売新聞の世論調査で、米国などによるイラク攻撃支持を打ち出した政府の方針について、「当然だ」「やむを得ない」と、容認する人が七割を上回った。……国民に理解を求めるに際し、首相が強調してきたのは、大量破壊兵器の廃棄

を義務づけた国連安全保障理事会の決議に対し、違反を重ねてきたイラクの非と、日米同盟の重要性、の二点だった。」

ロンドン在住の外岡は、日本社会のこうした状況にいら立ちを隠さない。日本のメディアの報道や論調を批判の対象にした。この戦争を振り返り、「私には、あらかじめ仕組まれた儀式のように思えます」（外岡 二〇〇五、三）と述べている。この戦争はとりあえず米軍の「勝利」によって終結を迎えたことが喧伝され、あたかも「儀式」としての戦争は終わりを迎えたような雰囲気があった。外岡はこの「勝利」に当然厳しい批判の眼を向けた。イラク国内のイスラム教徒の主導権が、スンニ派からシーア派に移行しつつあることを記したうえで、次のように予測した。

「中東の民主化」を掲げる米国の新保守主義は、まずこのイスラム化（シーア派へ移行…引用者）、クルドの分離運動の試練に直面するでしょう。戦争の最も困難な局面は実はこれから始まると私は思います。」（同、一一）

イラク戦争「終結」後のイラク社会、中東地域の混乱、そして米軍による統治の困難さは現実のものとなった。大

量破壊兵器は存在しなかったことも判明した。外岡は「イラク戦争は、取り返すことのできない過去です。しかし、取り返しがきかない一点をもって既成事実を正当化するのには精神の怠慢でしょう」（同、三七）と厳しく批判する。

この戦争でも湾岸戦争と同様、米軍などの軍隊にジャーナリストを同行させる方式による従軍取材が行われていた。こうした取材形式と報道に関しては、朝日新聞には次のような記事が掲載された。

「視聴者が戦闘に参加している錯覚さえ生む今回の戦場報道を、BBCは『テレビゲーム戦争』と呼ぶ。米軍史上、空前の規模とされる約六〇〇人の従軍記者と、衛星で瞬時に映像を送れる『ビデオフォン』など通信技術の進展が、例のない『前線の実況』を可能にした。……国際世論の反対を押し切つて始めた戦争だけに、『正義でクリーン』を印象づけた。兵士と記者が前線で寝起きを共にし、メディアの側に『一緒に敵と戦っている』という意識が育まれるのを期待したとの指摘もある。」（朝日新聞、二〇〇三年三月二七日）

戦争報道では、メディアと世論は国家機構にとつての動員、操作の対象である傾向を一層強める。イラク戦争では

その傾向が一段と顕著になった。

(4) 戦争観とジャーナリズムの使命

外岡は、第二次世界大戦中の硫黄島をめぐる激戦に従事した兵士の証言を題材にしたノンフィクションを読み、「戦争は、一閃の光に照らし出される英雄たちの所為ではなく、無垢な少年期を破壊し、帰還後も一生つきまとう悪夢をもたらす「青春の墓場」であることがよくわかります」(外岡 二〇一〇、一一八)と、感傷的に語ったことがある。

湾岸戦争の帰還兵についても、「全米のホームレスの四人に一人は帰還兵、多くはベトナム帰りだが、「最もスマートな戦争」の経験者が、その列に加わろうとしている」(外岡 一九九四、二九)と実情を伝えていた。続けて、「ここより、戦場の方が良かったかもしれない。湾岸には住む場所も食料もあった。あそこでは殺し合いや撃ち合いがあったけれど、それはこの街にだってある。どちらが辛いか、僕には分らない」(同、三〇)という印象的な言葉も書き留めている。

外岡は「英雄」ではなく「兵士」の視点から戦争について繰り返し語っていた。前述した「市井の人々」の声を聞

くために現場に赴くという取材の仕方、姿勢がここでも貫かれている。そして、とるべき報道姿勢に関しては次のように述べている。

「イラクから日々伝えられるテロと対テロ作戦の報道に接して、使われる武器装備の威力や戦術の適不適を論じるのは私たちの仕事ではありません。私たちがすべきは、なぜその争闘に果てしないのか、文化衝突の源泉にまでおりて、解き難く絡まった糸を解きほぐすことではないでしょうか。」(外岡 二〇〇五、五九)

既述のように、外岡はこの戦争の開戦前から正当性に強い疑念を抱き、次のように断じている。

「アメリカはイラクでフセイン体制を倒さなかった。倒せたとはいいますが、あとの準備が出来ているかというと、そうではなかった。戦争は破壊することはできても建設することは出来ない。」(及川 二〇二四、一〇九)

ここに重要な戦争観が見てとれる。また、当時の自らの新聞記者としての役割については、限界を強く感じながら

も、戦争についての明確な意識は抱いており、ロンドン赴任による二度目の海外駐在のテーマについて尋ねられた際に次のように語っている。

「イラク戦争をどうやって防ぐかということですね。それが最優先だったし、そのつもりで取材していた。一新聞記者が、しかも外国の新聞の記者が戦争を防ぐなんてことは到底無理かもしれませんけれど、日本がその戦争に参加することは、なんとしてもどこかで抑えなければと思っていた。大量破壊兵器を理由にして、アフガンの問題も決着しないうちにイラクに手を付けるのは明らかに間違っていた。」（同、二〇五）

外岡の戦争観を明確に示す一文をもう一つ記しておく。それは、湾岸戦争時の米軍司令官の言葉である。司令官は外岡がイラク側の死者数について尋ねると、「それはイラクの仕事だ。われわれの仕事は、自軍の犠牲者を数えることだ」（外岡 二〇〇五、四）と答えたと言う。この回答に戦争の残酷さが端的に表れている。同時に、戦争という行為が過剰な、そして不当な「国益（観）」に支えられていることがわかる。

ただし、メディアと世論はこの「国益観」に同調する傾向がある。これについては、「多くの人びとを殺す者は、犯行後、屍の酸臭の様と屍の数をひた隠しにするか、もしくはそれに驚くほど無関心なものである。米当局者がとくにそうだ」（辺見 二〇〇五、六七）という指摘を掲げておけば十分であろう。

4、震災報道

外岡は、メディア、ジャーナリズムの重要かつ主要な役割について次のように語り、実践していた。

「戦争とか災害の記憶を残していくというのはすごく大変なことです。逆に言うとメディアはそれが役割で、一般の人が「そんなことないよ」とか「あり得ない」というようなことを、常に警告し続けてゆく。」（及川 二〇二四、三二六）

記憶に残すことの重要性、必要性というのは、戦争や災害の悲惨さを記録することにとどまらない。阪神淡路大震災の際に、外岡は「とにかくああいふ大きな災害が起こると、社会のいろんな問題が縮図のように表れてくる。外国

人労働者の問題、部落差別の問題、都市計画の問題……」(同、一三九)と述べている。様々な社会問題が戦争や災害によってあぶり出されるのである。また、「あらゆる災害は、その社会の弱点や死角を浮き彫りにする。被害はその社会の最も脆弱な部分に集中して出るからだ」(外岡 二〇二一、二九)とも述べている。

社会的出来事の最初の記録者と言われるジャーナリスト、それが人々の、社会の記憶の形成や再生産に多大な影響を及ぼすのは間違いない。一九九五年、日本社会を震撼させる二つの重大な出来事、「阪神淡路大震災」(一月一七日)と、「地下鉄サリン事件」(三月二〇日)が生じた。ここでは阪神淡路大震災に関する外岡の記事、考察を中心に見ておきたい。

(1) 阪神淡路大震災

一九九五年一月一七日の未明、マグニチュード七・三、最大震度七の大地震が阪神淡路地域を襲った。外岡は地震発生直後に現地入りし、その後も息の長い取材を続け、数多くの記事を残した。そこでの取材を素材にしながらも、様々な文献や情報を参照して執筆、刊行したのが、『地震と社会』(上・下)である。その中で、「報道に携わった

人々が異口同音に語ったのは、映像と現実の落差だ」(外岡 一九九七、一三八)と述べ、ここでもテレビ報道の利点と限界を指摘する。

「ヘリによる空撮は、映像が迫真に富むだけに、その限界を強調し過ぎることはないだろう。上空から見て、地上に並ぶ無数の民家屋根の下で何が起きたのかを知ること、ほとんど不可能に近い。」(同、一四二)

外岡も地震発生翌日にヘリコプターに乗り、取材していた。空撮についてのこの評価は、自分自身の経験によるものでもあった。しかし同時に、外岡は別の記事で、「震災の起きた夜にたどり着いた神戸・三宮の繁華街は廃墟と化していた。だが、震災の惨状はわかって、その規模は、地上の目ではとらえられなかった」(『AERA』一九九五年一月三〇日号)と述べている(松本敏之と共著)。この大震災をとらえるには、空からの眼、地上の眼、両方を必要としていた。実際に外岡は、多角的な取材を実践していた。

久間十義は『地震と社会』の書評の中で、「民家屋根の下」で起きていたこと、そして外岡の取材について次のよ

うに述べている。

「このとき彼が眺める数千の倒壊家屋の下には、人々が生きながら埋もれていた。近くの体育館では、頭から毛布をかけられた遺体が数十となく並べられ、幾組かの家族が、亡くなったお年寄りの足をさすったり、顔に顔を近づけ、囁（ささや）くように声をかけていた。翌日、ヘリコプターで黒煙が立ちのぼる上空から被災地を取材した。空と陸と海から黙示録さながらの光景を目のあたりにし、たった一人の命も救えぬ自己への無力感に苛（さいな）まれつつ、避難所や倒壊地域を訪ね歩く日々が始まる。取材は断続的に一年間続いた。」（一九九八年八月三〇日）

強調すべきは、外岡は『地震と社会』で、空と地上の両方の眼を意識しつつ、この大震災について本格的に「論じた」ことである。息長くこの報道に取り組む一方で、まさに歴史軸を取り入れ、『震災論』を展開した。「地震予知」に関する社会、科学、政治の動きについては、関東大震災（一九二三年）にまで遡って検討している（第一章「予知の思想」）。また、既存の数多くの文献、資料、報告書をレビューしながら、様々な角度から分析を試みている。

久間 は前掲の書評の中で、この震災に向き合う日本の政治、社会に関して実に厳しい批判を加えた。

「思えば、こうして発信された震災報道で私たちが知ったのは、ようとして動かぬ腰の重い行政の対応と、ポランティアの右往左往、復興の名の下での土建行政、中央集権の官僚主義などなど。そして銀行救済に何十兆円出せても、被災者には、自助努力を盾にビター文出さない、歪んだ国の現実だった。」

被災地は様々な深刻な問題に直面していた。前述のように、「社会のいろんな問題が縮図のように表れて（きた）」のである。「神戸はそれまで、山を削り海を埋め立てて都市計画を成功させた」（及川二〇二四、一三九）はずであったのに、この大震災には適切に対応できなかった。それは兵庫県も政府も同様であった。

外岡がこの震災を語る時に用いたキーワードの一つが「神話」である。この言葉を「危機に対して脆弱な現実を覆い隠す被膜であり、普段は意識されることなく、崩れることによってしか露呈しない社会の合意事項（コード）」（外岡一九九七、二一七）と説明する。この定義を出発点

に、まずは日本社会で進められてきた地震予知、それに伴う地震「予知神話」について、次のように批判する。

「国家プロジェクトとして六〇年代から予知計画に力を入れてきたが、それがまた失敗に終わった。……数百年単位で起きる巨大地震については、一五〇年間のデータで確率を出して……ほとんど役に立っていません。」(及川 二〇二四、一三六)

その上で阪神淡路大震災後、に現われた「神話」を以下のよう要約する(外岡 一九九七、二五六―二五九)。

- ① 都市直下型の阪神大震災は、前例のない異常な揺れを特徴としており、千年に一度ほどの頻度でしか発生しない。
- ② 死者の大半は老朽化した木造建築物の家屋に集中しており、都市の近代化の遅れが被害を拡大させた。
- ③ 耐震基準は時代によって進歩しており……新耐震設計は阪神大震災級の地震に耐えられる。

外岡は、既存の地震予知に関する「神話」、そして阪神

淡路大震災後に作られた上記の「神話」が日本社会で共有されたことで、その後の日本の地震・震災対策が多くの問題を抱えることになったと指摘する。

また、震災発生当時の情報伝達に関しても強い関心を寄せていた。この面での危機的な状況について次のように述べている。

「災害は通信手段を局限し、情報の通路を遮断する。災害時に僅かに残された伝送路はまず公的機関が確保し、報道機関に優先的に配分されるが、そうであるほど、情報は確度を吟味されることなく、流通速度を増していく。」(及川 二〇二四、一二五)

災害報道批判は、復興の段階にも向けられている。以下の二つの引用は教訓を含めた核心部分である。

「大災害に向き合う時、私達は、できるだけ現場の細部において何が起きたのかを子細に観察し、その後に抽象の階段を一步一步踏み上がり、見晴らしのいい高台に上っていくことが必要だ。現場の無数のドラマに胸を打たれながらも、なおかつ、総体として災害に対して有効な手を打つことができ

たのかを、冷静に分析して見なければならぬ。」（外岡 一九九七、二〇二）

「災害報道はドラマを伝承しようとするけれど、ドラマはそのとき限りの話で、いわば消費されてしまう。大きな教訓にはなっていない。特に東京でオウム真理教の事件（地下鉄サリン事件・九五年三月二〇日）が起こってから、震災の報道がバタツと東京の紙面から消えた。デスクは災害後しばらくすると「復興のつち音高く」といった記事を出したが、るものですが、復興が進んでいるといっても、そこからもれ落ちていく人は必ず出てきます。」（及川 二〇二四、一三五）

ここでは災害報道も「発生↓復旧↓復興」という「物語」から逃れられないこと、そして他の重大事件（阪神淡路大震災の場合は、「地下鉄サリン事件」が生じると、メディア、社会の関心が急速に移行することの問題点が端的に語られている。

被災地では震災からの復旧、復興へと進むに従い、新たな問題が生じるようになった。「避難所の間はいいんですが、仮設住宅に移るときは抽選だからコミュニティが分断される。さらに二年から三年かけて仮設住宅から復興住宅に移るときに、再度分断されてしまう」（同、一三九）と

いう問題が生じたのである。外岡の関心は、人々の日常生活や尊厳を保護するという理念、目標としての「人の安全保障」の構築と深く関わっている（同、一四〇）。ここにコミュニティの（再）構築の本来の意義が見てとれる。

（2）東日本大震災

二〇一一年三月十一日、マグニチュード九・〇、最大震度七の大地震が東北の三陸沖で起こった。それは巨大大津波（最高で四〇・五メートル）を引き起こし、福島第一原子力発電所の爆発という重大事故も生じさせた。地震、津波、火災、原発事故が連鎖的に生じた東日本大震災、それはまさに「複合災害」と呼ぶべきものであった。

外岡は、「この国の近現代史には、その単独の日付がとりわけ大きな意味をもち、後世に語り継がれた例があります。……（三・一一は…引用者）その前と後を大きく切り離す特別の日となりました」（外岡 二〇一二年a、ii—iii）と述べ、この震災のもつ歴史的な意味の重さを強調した。

御厨貴は『戦後』が終わり、「災後」が始まる。』という書を刊行し、この大災害を機に戦後日本社会は「災後」という新たな段階に入ったという見方を示した（御厨 二〇一一）。外岡もこの大震災を扱った『三・一一 複合被

災』、『震災と原発 国家の過ち』を続けて出版した。以下では、これらの本も随時参照しながら、外岡がこの大震災をどのように捉え、報じ、論評したかを中心に述べる。

a. 崩壊する安全神話

外岡は個人的事情を理由に朝日新聞社を二〇一一年三月末に退社することを決断し、故郷の札幌に帰る準備をしていた。その時この大震災が起きた。外岡は朝日新聞記者としての最後の仕事を行うべく、すぐに現地入りした。「これほどの無明を、見たことはなかった 通用しない阪神大震災の教訓 東日本大震災」と題した記事が『AERA』(二〇一一年四月一日)に掲載された。

「東日本大震災大から一週間後の三月十八日、朝日新聞社機で上空から被災地を見た。翌日から一週間、陸路で被災地を回った。東京からの走行距離約二三〇〇キロ。途方もない災厄に、戦慄した。」

これが冒頭の一節である。この記事の見出しは、①救急医療の必要がないほど「生」と「死」が分断されていた、②寒い体育館に咆えるように泣く女の子の声が響いていた、

③地獄に行ったことないけど、地獄よりひどい、である。被災地の深刻な状況を伝えている。

退社後、フリーの立場で外岡は被災地を訪れ、取材を続けた。「被災地に戻らないという選択は、なかった。あれだけの被災を間近に見て、それを「過ぎたこと」と切り離して生きていくことはできないと感じた」(外岡 二〇一二 b、四)という思いを抱いたからである。外岡は震災が生じてから四五日後(四月二十五日)、新聞社という組織に属さない一人のジャーナリストとして被災地に向かった。

「フリーの立場での行動は限られる。……しかし時間だけはたっぷりある。これまでのスピードでは見えなかった日々の遅々として進まない日々の思いに目をこらして……人びとと一緒に泣き、一緒に笑うことができるかもしれない。そう覚悟を決めて、……青森から盛岡に南下した。」(外岡 二〇一二 a、五九―六〇)

関連して、新聞社という組織の「総力戦」の中で役割を果たすのが新聞社の記者であるのに対し、フリーの立場は「単独行」であり、「自分が行くところ、歩くところが取材先で、あまりに対象が大きすぎるから、自分なりに体験し

たこと、見聞きしたことを伝えるということでも成り立つ取材」とも語っている（及川二〇二四、三三二）。ここでも現場主義が貫かれているが、フリーの場合には当然自らの経験と取材だけが頼りである。

外岡は多くの人から証言を得て、被害の大きさと深刻さを書きとめ、被害が拡大した理由についても考える。取材をもとに思考をめぐらし、ここでも「神話」という言葉を使っている。今回は、安全に関する二つの「神話」が崩壊したと指摘する。一つは、阪神淡路大震災の際にも論じた「地震予知」という安全神話、もう一つは、原子力発電をめぐる安全神話である。神話は、多くの専門家、行政の担当者などが歴史的経験や科学的知見を踏まえた「想定」をもとに作りあげてきたものだが、外岡はそのことを様々な資料によって確認し、地震予知の神話に関して印象的な言葉を残している。

「想定外」を超える震災への不安をやわらげてきたのが、「地震予知」の可能性でした。建物や構造物は、直近の最大地震の規模にも耐えられるし、それ以上の大地震でも、事前に予測できるから大丈夫、という「安全神話」が独り歩きするようになったのです。」（外岡二〇二二a、v）

「絶対に安全である、という大前提に立てば、「万が一」という場合に備える必要はない。いや、「万が一」という「想定外」を想定すること自体が、不謹慎であり、噴飯ものである。その結果、「想定外」の災厄は前触れもなく、突如として訪れる。」（外岡二〇二二b、一〇二）

「地震災害の前例が役に立たないわけではないけれど、想定範囲外のことが起こったとき、我々の持っているデータには限界があります。近代以降の歴史では推し量れないことが起こりうるんです。」（及川二〇二四、一三八）

未曾有の大震災によって、「想定」はことごとく破られた。その「想定」をもとに作られた安全神話、それこそが被害を甚大にし、深刻化させたと批判している。震災被害には人災という面があり、原発事故は間違いなく人災であった。

被災地は程度に大きな差はありながらも、徐々に復旧、復興への道を歩み始める。その過程でやはり、被災者、被災地の間で様々な不平等が生じる。そうした現実に関心を向け、「ある人はすべてを失い、ある人には若干のものが残った。ある人には知己がおり、ある人には身寄りもない。

こうした現実がいやおうなく浮かぶ」(外岡二〇一二b、三二)と記す。

批判は、復旧、復興を主導する政府機関や地方自治体にも向けられた。その際、阪神淡路大震災の時と同様に、やはり「あらゆる災害は、その社会の弱点や死角を浮き彫りにする」ことを指摘し、ここでもコミュニティの(再)構築の必要性を強く主張する。

「壊れても復興できるような町づくりをどう進めるか。

……防潮堤とか大規模な土木工事は早く予算が通るんです。

一方で生活の再建はどんどん遅れていく。若い世代は他の地域に移り、そこに生活基盤ができるから戻らない。もともと少子高齢化が進んでいた地域で、さらに過疎化のスピードが進むという結果になっていますね。実際に求められているコミュニティの再建との間に大きなギャップが生じてしまう。」

(及川二〇二四、一四〇)

こうした問題は、原発事故に見舞われ、大量の放射能汚染の地になった福島県で顕著になり、深刻化した。

b. 脱原発という選択

前述のように、外岡が指摘した崩壊したもう一つの「神話」、それが原子力発電をめぐるものであった。

「原発について政府や電力会社は、事故を起こさないため何重もの防護装置を施してあるので、絶対に安全だといってきた。……そのため「想定外」の事故が起きたときに、政治の対応は遅れ、被害は拡大してしまいました。どんな場合でも、「絶対に安全」ということはできません。それをなぜ「神話」にしてしまったのか。」(外岡二〇一二a、vii)

(安全) 神話に対する批判に加えて、原発事故が生じてからの東京電力、政府の対応に対しても厳しく批判、非難している。政府が行った避難指示と現実との乖離があまりに大きく、政府発表では「放射線量は異常な量だが、今のところ、ただちに健康には影響はない」といった矛盾した言葉が平然と並ぶ「ダブルバインドの言辞」が頻繁に用いられ、明確な責任を伴う指示もなかった(外岡二〇一二b、五六)。

政府の無責任な言葉は、結果的に何を生み出したのか。事故発生約二ヵ月後、政府は原発事故の評価を「レベル

七」に引き上げた。この事実を取り上げ、「そこには、事故による被害を小さく見せかけ、責任をできるだけ回避しようとする姿勢が鮮明に見てとれる。その結果として対応はいつも後手に回り、住人は混乱の中逃げ惑うしかなかった」（同、八六―八七）と強い言葉を投げかける。

以下の記事にもあるように、原発事故発生直後から「レベル七」に匹敵する非常に深刻な事故の可能性は指摘されていた。それにもかかわらず、政府や東京電力の説明は不適切で、対応も遅れていた。

「福島第一原発一―三号機の原子炉内にある燃料棒は一部が溶けて形が崩れている、との見解を経済産業省原子力安全・保安院が示した一八日に開かれた内閣府の原子力安全委員会に初めて報告した。保安院はこれまで、燃料損傷の可能性は認めていたが、「溶融」は公式に認めていなかった。」

（朝日新聞 二〇一一年四月一九日）

「東電はこれまで、一号機の核燃料の損傷度を五五%とし、燃料を覆う被覆管が損傷して燃料の一部が溶けているが、燃料集合体としての形は維持していると説明していた。燃料が溶けて本来の形を維持していない状態と認めたのは初めて。」

（朝日新聞 二〇一一年五月二二日夕刊）

加えて、国会での政府答弁を伝える記事も引用しておく。

「国民に言っていたことが根本的に違っていた。東電の推測の間違いに政府が対応できず、大変申し訳ない」。首相は福島第一原発一号機で炉心融溶が地震直後に起きていたにもかかわらず、東電の公表が約二カ月後と遅れたことについて謝罪した。東電は五月二日、「燃料ペレットの一部損傷」との見解を修正し、大量の燃料が溶融して圧力容器の底にたまるメルトダウンが起きていることを認めた。」（朝日新聞 二〇一一年〇五月二一日）。

各所で取材を重ね、多くの文献や資料を参照しつつ、外岡は「反」原発、「脱」原発を強く主張するようになる。

「頻度は少ないが、いざ起れば巨大な被害をもたらす原発のリスクと、原発がもたらす利便性を、秤にかけること自体が間違っている。後者が代替可能であるのに対し、前者は、代替不能な、かけがえない命や郷土、将来世代の人生そのものを左右するからだ。」（外岡 二〇一二年a、一六八）

さらに、他の自然災害と比べた原発被災の深刻さに関して、復旧、復興の困難さを考慮しながら、次のように要約する(同、二一七—二一八)。

- ① 原発による放射性物質の汚染は、他の自然災害とは比較できないほど長期に及ぶ。
- ② ある特定の地域に被災が限定される他の災害と違い、きわめて広域に、面的に被害が及ぶ。
- ③ 他の災害とは違って、一時避難所—応急仮設住宅—恒久住宅という復旧への道筋が見えず、除染によって元の地にいつ戻れるか、はたして戻ることができるといえるのか、という根本的な疑問が立ちふさがる。
- ④ 直接の被害がなくても、乳幼児や子どもを抱える親は、長期にわたる低線量被曝を恐れ、自主避難をする場合がある。
- ⑤ ある一定の範囲内に被災者がとどまる他の災害と違って、原発被災での避難は全国に及び、コミュニティの分断が著しい。
- ⑥ 役所そのものが避難しており、住民への情報伝達や意見の集約が難しい。

こうした主張は、日本社会全体でかなりの程度受け入れられていたはずであった。それにもかかわらず、二〇一二年一二月に民主党に代わって発足した第二次安倍晋三政権は、中長期のエネルギー政策の指針となる「エネルギー基本計画」(二〇一四年四月に閣議決定)において、条件付きながらも原発再稼働の方針を打ち出し、民主党政権時代の「脱原発」政策を転換した。

朝日新聞は、大震災が生じてから約三年後の二〇一四年三月四日、「原発と政治 このまま「安全宣言」か」と題した社説の冒頭で、「新たな「安全神話」が形づくられようとしていないか」と疑問を投げかけ、「要するに、規制委の基準に適合した原発は国が全力で支援して動かすというわけだ」と主張した。

近年の原子力発電、あるいは原発再稼働に関しては、例えばNHKの世論調査結果は次のようになっていいる(二〇二五年一月一五日：NHKホームページ)。質問は「今後の原子力発電の割合」に関する意見を尋ねたものである。

- ・「増やすべき」二二%。
- ・「今のままですよ」三〇%。
- ・「減らすべき」三二%。

この結果が示すのは、原発再稼働、原発への依存度の高まりに対する警戒感が社会全体ではまだ多数派ということである。

その一方で、石破茂政権下で二〇二五年二月一日に閣議決定された「第七次エネルギー基本計画」では、「東京電力福島第一原子力発電所事故への真摯な反省は、決して忘れてはならない原子力政策の原点である。原子力の活用にあたっては、安全性の確保が大前提であり、「安全神話」に二度と陥らないとの教訓を肝に銘じなければならない」（経済産業省資源エネルギー庁「第七次エネルギー基本計画」）という記述がありながらも、以下のような見解が採られている。

「原子力は、燃料投入量に対するエネルギー出力が圧倒的に大きく、数年にわたって国内保有燃料だけで発電が維持できる準国産エネルギー源として、優れた安定供給性と技術自給率を有する自律性が高い電源であり、他電源と遜色ないコスト水準で変動も少ない。また、天候に左右されず一定出力で安定的に発電可能な脱炭素電源である。DXやGXの進展等により増加が見込まれる電力需要、特に製造業のGX、定

格稼働するデータセンターや半導体工場等の新たな需要のニーズに、原子力という電源の持つ特性は合致することも踏まえ、国民からの信頼確保に努め、安全性の確保を大前提に、必要な規模を持続的に活用していく。」

「安全神話」に対する疑念は表明されながらも、日本政治、日本社会は原発再稼働の方向へと舵を切った。朝日新聞の二〇二五年二月一九日の社説「エネルギー計画 疑問素通りの方針転換」では、次のように述べる。

「東京電力福島第一原発事故後の第四～六次計画で掲げてきた「可能な限り原発依存度を低減する」との方針が、削除された。再エネと并列に原発を「最大限活用する」と位置づけ、「次世代革新炉の開発・設置」も明記した。」

この社説は、原発再稼働という方針、政策が社会から提示されてきた様々な疑問や批判に正面から答えていないと批判する。

c. 新聞の論調

複合災害、複合被災の中でもっとも「人災」と見なされ

たのが原発事故であった。知られるように、朝日新聞はこの震災前は「Yes, But」の立場をとっていた。エネルギーの安定供給にとって原子力発電は必要ではある(Yes)。しかし(But)安全性に懸念があるので適切な管理が必要という主張であった。震災前の二〇〇九年五月六日の社説「原発と温暖化 安全に、うまく使いたい」では、次のような見解が掲げられていた。

「原発は運転の際にCO₂をほとんど出さない。さまざまな負の側面を抱えているとはいえ、こうした国際公約を達成するには、少なくとも当面の間は、安全性に配慮しつつ今ある原発を活用せざるをえない。」

震災後、朝日新聞はこうした主張を大きく転換し、原発事故の深刻さを強調し、脱原発の社説を繰り返し掲載するようになった。震災が生じた約四か月後の二〇一一年七月一三日には社説の特集、「提言、原発ゼロ社会」を掲載するに至った。この特集では、冒頭に当時の論説主幹であった大軒由敬の「いまこそ、政策の大転換を」という論説が掲載され、政府に対してこれまでの原発推進の方針転換を強く促した。この特集では、その後に、以下のタイトルの

社説が五本続き、朝日新聞は脱原発を明確に主張する。

- ① 脱原発への道筋 高リスク炉から順次、廃炉へ。
- ② 廃棄物の処理 核燃料サイクルは撤退。
- ③ 新たな電力体制 分散型へ送電網の分離を。
- ④ 自然エネルギー政策 風・光・熱、大きく育てよう。
- ⑤ 推進から抑制へ 原子力社説の変遷。

ここで注目したいのは、社説の論調の変遷を振り返り、自省の姿勢を見せた最後の「推進から抑制へ 原子力社説の変遷」である。そこでは、朝日新聞の社説が原子力発電に関して必ずしも推進派の論調を支持していたわけではなく、慎重な、さらには批判的な社説を掲載していたことが記されていた。しかし同時に反省の弁も表明された。

「朝日新聞の社説も、新しい知識や情報を取り入れ、原発の重大事故が起こりうることや、それがもたらす放射能被害の怖さに、もつと早く気づくべきではなかったか。振り返っての反省だ。……この半世紀、巨大技術の危うさがわかり、人々の科学技術観も変わった。それを感度よく、洞察力をも

ってつかめなかったか。反省すべき点は多い。」

同様に毎日新聞も日本社会が脱原発へと舵を切るべきと主張するようになった。二〇一一年七月一四日の「脱原発表明 目指す方向は評価する」と題する社説の中で、次のように述べている。

「菅直人首相が一日、記者会見し、原発への依存度を今後、計画的、段階的に下げていき、将来的には原発がなくなってもやっていける社会の実現を目指す」と表明した。国のエネルギー政策を抜本的に見直す「脱原発」表明である。原発への依存を減らしていくこと、そして現実的にもそうした方向にならざるを得ないことは、私たちもこれまで何度も指摘してきたところだ。その考え方については基本的に支持し、評価したい。」

一方で毎日新聞はその後の社説では、「原発依存からの脱却は短時日ではできない。政府は「短期」「中期」「長期」に分けて考えるという。基本的に賛成だ。現実的なロードマップを描くには時間軸の設定が不可欠である」と述べ、「脱原発」の難しさに一定の理解も示している（「再生

可能エネルギー、原発代替は十分可能だ」二〇一一年八月三日）。

他方、日本経済新聞は脱原発への急速な方針転換には慎重な姿勢を示していた。二〇一二年九月二日、「思慮の浅さが招いた「原発ゼロ」目標の迷走」と題した社説を掲げ、原発容認の主張を展開した。

「私たちは「原発ゼロ」を掲げるのは賢明ではないと繰り返し主張してきた。原発の新設は困難で四〇年寿命を原則とすれば、原子力依存は小さくならざるを得ない。しかしエネルギー安全保障を考えるなら原子力という選択肢を安易に手放すべきではない。」

かねてから原子力発電の必要性を訴えていた読売新聞は、二〇一一年五月二七日、「新エネルギー策 安全性高めて原発利用続けよ」と題した社説で脱原発に強く反対した。

「資源小国の日本が経済力を維持し、復興に確かな道筋をつけるためには、やはり、原発の安全性を高めて活用していくことが現実的な選択である。G8では、フランスが原発推進派で、米国も原子力を含むクリーンエネルギーを重視する。

ドイツは「脱原発」に動き出したが、欧州大陸の送電網を利用して、フランスなどからいつでも電力を購入できる。それができない島国の日本とは事情が違う。世界各国は、二酸化炭素の排出量を減らす地球温暖化対策も迫られている。その点で原発はなお、有力なエネルギー源と言える。日本は原発を利用しつつ、石油などの化石燃料や、自然エネルギーも組み合わせる最適なモデルを目指さねばならない。」

原発再稼働、あるいは脱原発という争点、政策に関しては、メディアの論調は二分され、この状況は続いている。

5、沖縄問題

駒野剛が寄稿した「(ザ・コラム) 米軍機が脅かす命 武力で幸せ守れるのか」(朝日新聞、二〇一八年五月三日)の記事を引用する。

「七七年九月二七日、横浜の空は晴れて、汗ばむ暑さだった。午後一時すぎ、東急田園都市線江田駅の西側に立つ住宅の茶の間では、三歳と一歳の兄弟が買ってきたアイスクリームを食べていた。母の土志田和枝さん(当時二六)と義妹の

二人はおしゃべりを楽しんでいた。そこに突然、火だるまが飛び込んだ。米軍厚木基地から相模湾上の空母に向かうRF4B偵察機が墜落したのだ。和枝さん宅を含め周辺の家屋が炎上、全半壊した。子らは、童謡「ハトポッポ」を歌いながら、翌日の未明までに息を引き取った。」

新潟支局から横浜支局に移った外岡は、縁あってこの墜落事故の被害者の病室に呼ばれ、億単位の補償金が印字されている貯金通帳を見せられた。当時の心境を次のように語っている。

「米軍の事故の犠牲になって、普通の交通事故なら加害者(第一当事者)が責任を問われるのが、米軍には責任を問えない。防衛施設庁が代わって出てきて(被害者の)手を握る。そのザワツとするような嫌悪感。……その時の締めつけられるような思いは、よく覚えています。これは、だいがあとの九〇年代の沖縄問題を取材するときの姿勢につながりました。」(及川二〇二四、二四—二五)

(1) 沖縄の「自治」と「潜在主権」

外岡は一九九〇年代半ば、社会部(兼論説委員)、雑誌

（AERA）編集部に所属し、沖縄について積極的に報じた。何度も現地入りし、精力的に取材し、多くの記事を書いた。比屋根照夫著『アジアへの架橋』を引用する中で、そこでの主張に共感しつつ、アジアの、そして日本の中の沖縄について論じている。

「著者は……、「脱亜同化」を進んで受け入れ、差別と抑圧を転嫁しようとした沖縄の実態を抉り、その主体性の欠如を凝視するところから、アジア連帯につながる「自立」の道を模索しようとしています。……本土に抑圧された沖縄人であっても、いやだからこそ、対外的に「日本」が行った行動の集積を引き受けざるを得ない。……本土が無意識のうちに沖縄を見失う時、日本はアジアを見失います。」（外岡 二〇一〇、一八〇）

この言葉に沖縄に対する「歴史認識」が凝縮されている。沖縄に関しては、「本土と沖縄」あるいは「本土対沖縄」という視点を中心に論じられてきたが、同時にアジアの中の沖縄という視点を採ることで、日本とアジアの関係を逆射すべきというのである。こうした問題意識は、外岡が取材チームの中心的役割を担った戦後五〇年企画、「沖縄怒

りの底に」（一九九五年二月五日から一〇日にかけて六回連載）の記事にも示されている。この特集は以下のような記事から構成されていた。

- ・ 第一回 大田知事 友の戦死を心に「五〇年」。
- ・ 第二回 基地経済 もはや成長の阻害要因に。
- ・ 第三回 故郷喪失 広がる基地に町を追われ。
- ・ 第四回 全党一致 本土の「遠さ」が垣根崩す。
- ・ 第五回 万国津梁 アジア文化の交差点再び。
- ・ 第六回 平和の配当 安保政策見据えぬツケ、今。

外岡は第一回の記事を担当し、沖縄の歴史を丹念にたどりつつ、当時の大田昌秀知事の歩みを重ねて次のように述べている。

「明治の琉球処分以来、沖縄を「捨て石」としてきた本土。占領以来、沖縄を「太平洋の要（かなめ）石」として軍事基地化してきた米国。その双方に、米国での体験で得た「民主主義」の原則を突き付ける。そこに大田の今の姿がある。

……米軍政下にあった沖縄は、日本政府の後ろ盾もないまま、直接米国と向き合い、粘り強い交渉の末に独力で自治権を拡

大した。琉球政府のそうした自治の歴史は、復帰後、沖縄が一県に組み込まれることで、かえって抑え込まれる結果となった。「立ちほだかっているのはむしろ日本政府」という沖縄の思いは、ここから来ている。」(朝日新聞一九九五年二月五日)

外岡はこの記事で、沖縄＝琉球が、アメリカの施政下でも、施政下にあつたからこそ民主主義の根幹にある「自治(権)」の問題に取り組み、成果をあげてきたことを高く評価する。アメリカに従属的な姿勢をとり続ける日本政府は、沖縄の自治にとっては障害であつた。外岡は次のように主張する。

「沖縄の人たちの言う自治権の拡大は直接、民主主義を勝ち取つたもので、そこが本土にいるとわかりにくいんですね。日本は敗戦後の占領から六年半、事実上米軍の間接統治を受けてきたが、沖縄は直接統治だったんです。」(及川二〇二四、一四五)

沖縄の自治の意義をどう理解するかは、日本の民主主義を評価する際の重要な試金石と見なしうる。外岡は自身と

同様、沖縄に強い関心を抱き、報道し続けた先輩記者の筑紫哲也の仕事が高く評価していた。筑紫の内面を次のように推し測る。

「筑紫氏を駆り立ててきたものは、「少数者沖縄」への同情でも正義感でもなく、戦後軍政下の沖縄のみが自力で獲得してきた自治権や人権、民主主義の闘争をめぐる敬意であり、憧れだったのではないかと思います。本土の政治風土を相対化し、形だけの民主主義を賦活する拠り所を、可能性としての「沖縄」に見出したのではないか……。」(外岡二〇一〇、一六八—一六九)

基地問題をめぐる沖縄の政治姿勢や要求は、本土の施策、アメリカの軍事戦略、いずれとも鋭く対立してきた。ここで特に注目したいのは「潜在主権(残存主権)」の問題である。なぜなら、潜在主権の考え方が適用されることで、返還前の沖縄社会は様々な側面で強く制約され、自由度が狭められていたからである。一九五二年のサンフランシスコ平和条約発効後、沖縄は信託統治制度によってアメリカに支配されることになった。この制度の中で用いられたのが「潜在主権」という言葉であつた。これにより沖縄の統

治権（立法、行政、司法）はアメリカに属するが、領土の最終処分権は日本に属するという不思議な解釈が施された。外岡は我部政明に「潜在主権とはどんな主権か」と質問し、回答を得ている。

「潜在主権という概念は、領土割譲になることを避けつつ、実質支配できる地域を生み出すために……作りあげた概念です。……主権を委譲せず、排他的な統治権を確保するために（米国は）曖昧な概念を使わざるを得なかった。……日本政府の諒解を得たうえで米国の沖縄統治の正当性を確保する方法でもあった。つまり、沖縄を日本の領土であることを米国が認めてくれれば、日本の国民感情として米国の沖縄統治を承認できるカラクリ装置であった。」（外岡ほか二〇〇一、二七四―二七五）

潜在主権という曖昧で奇妙な取り決め（カラクリ装置）に関しては、地元紙も当然何度も言及してきた。沖縄タイムスは、社説「講和条約調印五〇年／負の遺産に向き合う」（二〇〇一年九月八日）の中で次のように述べている。

「復帰前の沖縄の法的地位は、実にあいまいだった。国連

憲章に定められた信託統治地域でもなければ、戦争によって獲得した米国領でもなく、租借地でもない。「潜在主権は日本にある」とはいうものの、日本の施政権は及ばない。ならば一体何なのか。そこがよく分からなかった。二七年間にわたって、宙づりの状態に置かれたのである。」

琉球新報も特集連載記事「未来築く―自己決定権 戦後七〇年 差別を断つ」の「第一部「恒久」占領／潜在主権／基地建设の名目に／沖縄の抵抗を抑圧」（二〇一五年四月三〇日）の中で鋭く批判している。

「日本に主権を残すことで、沖縄での基地建设は日本の了解を得ていると国際社会を納得させることができる。米国の沖縄統治を日本政府が了承し「日本の安全に関わる問題」の基本に据えれば「日米の友好関係に不可欠な沖縄の米軍基地」という構造を生み出し、基地を自由に使える。日本政府が認め、多くの日本人が「仕方ない」と思えば、沖縄の人が反対しても多数決原理で米国は沖縄を統治できる。沖縄住民の基地反対を抑え込むために日本政府の協力も得られる……。」

この記事は、潜在主権と米軍基地問題を結びつけ、この言葉の持つ政治的意味を明らかにしている。外岡もこうした見解を支持し、「もしアメリカの施政権が放棄されれば代わって日本の主権が復活するというだけの話で、現実にはアメリカの言うことに日本は何も言えない、それが潜在主権の実態だったわけです」(及川 二〇二四、一四五)と述べている。

(2) 沖縄のアイデンティティ

後に沖縄県知事になった翁長雄志は那覇市長当時、朝日新聞のインタビューを受け、「甘えているのは沖縄ですか。それとも本土ですか」という、重く切実な問いを投げかけた(沖縄の保守が突きつける 那覇市長・翁長雄志さん 二〇一二年一月二四日)。次いで「沖縄の保守と本土の保守の論理は違うということですか」という記者の質問に対しては強い言葉で答えた。

「ちがいますね。本土は、日米安保が大切、日米同盟が大切。それで『尖閣を中国から守るのに、沖縄がオスプレイを配備させない』と言う。沖縄にすべて押しつけておいて、一人前の顔をするなど言いたい。これはもうイデオロギーでは

なく、民族の問題じゃないのかな。」

ここで「民族の問題」という言葉が用いられたことは衝撃的である。朝日新聞は「沖縄復帰五〇年 いったい日本とは何なのか」(二〇二二年五月一五日)と題した社説の中で、辺野古への米軍基地移設に関して次のような主張を展開した。

「機動隊や警備船を繰り出し、県民が何度『ノー』の意思を示しても聞く耳を持たず、情報を隠し、脱法的な手法も駆使して異議申し立てを抑え込む。辺野古の海の埋め立てをめぐって、国が現にやっていることだ。沖縄はずっと基地負担の軽減を訴えてきた。二〇一〇年ごろからは「本土による差別」という指摘が加わった。

「甘えているのは沖縄ですか。それとも本土ですか」。翁長雄志前知事が生前に放った、矢のような言葉である。これに対し、本土は「慣れ」というよろいを厚くして、そこに逃げ込もうとしているように映る。難題から目をそらし、沖縄の犠牲の上で平和を享受してきた戦後の歩みを忘れたかのように、「安全保障のためだから仕方ない」「いつまで不満を言っているのか」と突き放す。」

翁長から、そして沖縄から「民族の問題」、「本土による差別」といった言葉が「日本社会」本土に直接突きつけられた。ここに「オール沖縄」、「沖縄のアイデンティティ」、これらのスローガンや理念が語られてきた理由の重要な一端が見てとれる。

先に引用した、沖縄タイムス「講和条約調印五〇年／負の遺産に向き合おう」（二〇〇一年九月八日）という社説は、一九五一年九月八日にサンフランシスコで講和条約が調印されてから五〇年目に掲載された。そこには、「東京の街に「祝講和」という横断幕が掲げられた日は、沖縄にとって、新たな苦難の始まりの日であった」と記されている。一九五二年のサンフランシスコ講和条約の発効によって国際社会への復帰をはたした日本「本土」では、「祝講和」という言葉が飛びかっていた。それとは対照的に、この条約によって沖縄は引き続き米軍支配下に置かれることになった。

こうした事情を勘案するならば、第二次安倍晋三政権が、二〇一三年四月二九日を「主権回復の日」と定めることを提案し、式典を計画、開催したことに對し、沖縄が強い不快感を示したのも当然だった。例えば沖縄タイムスは、式典開催前の「検証四・二八／主権回復式典／屈辱の日にな

ぜ政府が」（二〇一三年三月一四日）という社説を掲載した。

「一九五二年四月二八日、講和条約が発効し、敗戦国日本は、占領状態から解放され、主権を回復した。式典では、主権回復を祝って参加者が万歳を三唱するのだろうか。講和条約によって主権を回復したのは、いわば「マジヨリティーの日本」である。沖縄、奄美、小笠原という本土から離れた「マイノリティーの日本」は、条約第三条によって主権（施政権）を奪われ、米軍の統治に服したのだ。」

朝日新聞も辺野古沖への普天間基地移転の問題を扱った社説、「埋め立て申請 沖縄の声、なぜ聞かぬ」（二〇一三年三月二三日）の中で、この式典に言及した。

「安倍政権は、一九五二年のサンフランシスコ講和条約発効と日本の独立を記念して、四月二八日に政府主催の「主権回復の日」の式典を開く。連合国による日本占領が終わった日だが、米軍の施政権下におかれた沖縄では「屈辱の日」と呼ばれている。本土から基地を次々と移して、過重負担をもたらした。当然ながら、沖縄からは反発の声があがっている。

安倍政権は米国への配慮を重ねながら、沖縄の人々の心情を軽視しているとは思えない。」

外岡は「屈辱の日」に関して、歴史に刻まれ、特に沖縄で集合的記憶となっている他の日と並べて、巧みな比喻を用いつつ以下のように述べている。

「サンフランシスコ条約が発効して本土が独立し、沖縄が米軍政下におかれた一九五二年四月二八日の「屈辱の日」、二七年間の米軍政が終わった七二年五月一日の「復帰の日」、沖縄で組織的戦闘が終わった四五年六月二三日の「慰霊の日」。……沖縄ではこの二カ月の暦のうちに沖縄の現代史が凝縮され、溶鉱炉のようなこの季節を通して、混濁しかけたウチナンチュー意識が高温の銑鉄となつて、残余の鉱滓から分離されます。」(外岡二〇一〇、一三〇)

戦争の記憶に関しては、沖縄と「本土」とでは重なる部分もあるが、一方で大きく異なっている。とりわけアジア太平洋戦争に関しては、沖縄の記憶は「本土」の「国民的記憶」とは大きく異なる。その相違が、「主権回復の日(四月二八日)」をめぐる顕在化したのである。

朝日新聞は「主権回復の日 四七分の一の重い「ノー」(二〇一三年四月二九日)」という社説の中で、「やはり四・二八に発効した日米安保条約の下、沖縄の犠牲の上に日本の平和は保たれてきた。四七分の一の「ノー」が持つ意味の重さを、私たち一人ひとりがかみしめなければならぬ」と主張した。朝日新聞もこの式典に強い懐疑の眼を向けていた。

それとは対照的に、読売新聞は二〇一三年四月二九日の社説、「主権回復の日 国際社会復帰の重み忘れまい」の中で、この式典の意義について次のように主張した。

「日本が、サンフランシスコ講和条約の発効によって戦後の占領支配から解放されたのは、一九五二年四月二八日だ。国際社会の責任ある一員になると誓った意義深い日である。

……今年の政府式典は、そんな主権の現状を考える節目となった。一方、沖縄県宜野湾市では、政府式典に抗議する「屈辱の日」沖縄大会が県議会野党会派などの主催で開催された。沖縄は、奄美、小笠原と共に講和条約発効と同時に日本から切り離され、米軍施政下に置かれた。かつて戦場となり、主権回復からも取り残され、米軍基地建設が進んだ。このため沖縄では四月二八日は「屈辱の日」と呼ばれる。しかし、日本が主権を回復したからこそ、米国と交渉、沖縄返還を実現

できたことも事実だ。」

読売新聞はこの式典が開催されるかなり前から、「主権回復の日」の意義を主張していた。二〇〇二年から二〇〇五年までは毎年、この日（二〇〇三年だけは四月二十七日）に社説で取り上げた。以下は社説の見出しである。

・「講和発効五〇年「主権回復の日」を大事にした
い。」（二〇〇二年四月二十八日）。

・「主権回復の日 歴史の重みを胸に刻む日に。」（二
〇〇三年四月二十七日）

・「主権回復の日「戦後」はこの日から始まった。」
（二〇〇四年四月二十八日）

・「講和の日「主権回復」の重みを忘れまい。」（二〇
〇五年四月二十八日）

そこでは、例えば以下に示すような主張が展開されてい
た。

「日本が外国から命令され、強制されることのない権利、
つまり「主権」の問題を考えるならば、一九五二年四月二八

日こそ、本当の戦後の始まりだったと位置づけられるだろう。
……今日、占領期の記憶の風化はさらに進んでいる。歴史を
改めて振り返ってみることが必要だろう。」（二〇〇五年四月
二十八日）

前掲の三年間（二〇〇二年から二〇〇四年）の読売新聞
の社説を見て驚くのは、沖縄への言及が一切ないことであ
る（二〇〇五年の社説では言及している）。この報道姿勢
は、これまで論じてきた沖縄と「本土」の歴史認識の差異
そして沖縄社会の記憶と「国民的」記憶の差異を象徴して
いる。

（3）米軍基地問題

日米安全保障条約第六条は、「日本国の安全に寄与し、
並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与する
ため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本
国において施設及び区域を使用することを許される」と定
めている。この条文を根拠として、日本各地に米軍基地が
存在してきた。知られるように、日本の国土面積の〇・七
%にすぎない沖縄県に米軍基地の七〇%以上が存在してき
た。

この状況は、日米安全保障条約が抱える不平等性と深く関わる。外岡は、岸信介内閣が「六〇年安保改定」に調印した際に「核兵器の持ち込みと朝鮮半島有事に関しては事前協議の対象としない」(及川二〇二四、一五六)という密約を交したと、そして「結局、不平等な関係は密約として欄外に押し出されて形式的には「平等」という体裁をとった」(同、一五七)ことを厳しく批判する。

「独立国家の体裁をとろうとするんですが、実際には密約が存在する。好意的に評価すれば、それぞれ安保改定・沖縄返還の成果として、結果として残したとは言えるでしょう。ただその手法は強権的で、反対勢力を力で抑え込む、重要なことを密約で公の目から隠す、という部分があった」(同、一五七)

すでに見たように、外岡は潜在主権の問題点を認識し、当然それは基地問題に対する関心の連続線上にあった。アメリカ統治の時代、「銃剣とブルドーザー」によって次々と建設された米軍基地についても多くの記事を書いている。例えば、一九九六年三月一八日の「沖縄 安保を解く…8」の「アジアの岐路「戦地は嫌」思い同じ」(加藤東と共同

執筆)の特集記事の中で、当時の大田知事の言葉を借りつつ、この問題の本質について印象深い言葉を記している。

「アジア・太平洋の人々が米軍の存在を求めるなら、なぜその地域に駐留していただけないのか。撤退してほしい沖縄に駐留し、撤退してほしくない地域には駐留していない」沖縄県の大田昌秀知事は、そう嘆く。……脅威が次々に移っても、変わらなかった基地の島・沖縄。」

ただし同じ記事の中で、次のようにも述べている。

「アジアの安定のために、米軍の存在は必要だ。しかもその兵力が日本にあることが、中国をけん制し、同時に日本の軍事大国化を抑える歯止めとなる。アジアの視角は、したたかな戦略思考に裏付けられている。」

このように冷静に観察することも忘れない。しかし、この記事は「沖縄は、もう十分に待った。沖縄自身がすでに「基地のない島」の将来像を示した以上、私たちはその計画を立脚点に、安保政策を編み直す義務がある」という言葉で締めくくる。この基底にあるのは、次の想いである。

「基地問題とは本土にとつては安全保障問題で、しかし沖縄の人にとっては生活、くらし、人権の問題なんです。……安全保障問題にすり替えては分かり合えない。」（及川 二〇二四、一四五）

基地問題の歴史を振り返るならば、注目すべきは一九九六年に変化の兆しが瞬間見えたことだろう。四月一二日の朝日新聞の記事である。

「橋本龍太郎首相とモンテール駐日米大使は、十二日午後八時から首相官邸で共同記者会見し、日米両国政府が協議してきた沖縄米軍基地の整理・統合・縮小問題のうち、最大の懸案だった普天間飛行場（宜野湾市）を「五年ないし七年以内」に日本に全面返還することで合意した。」

このニュースは日本社会に大きな驚きをもたらした。同時に橋本政権が普天間基地の移設という難題に正面から取り組み、一定の成果を得たと評価され、歓迎された。世論調査結果もそうした評価を裏付けた（朝日新聞一九九六年〇五月一五日）。

（質問）沖縄の米軍普天間米基地が将来、返還されることになりました。あなたは、これをどの程度評価しますか。

- ・大いに評価する 二四%
- ・ある程度評価する 五〇%
- ・あまり評価しない 一七%
- ・まったく評価しない 二%
- ・その他・答えない 七%

その一方で、以下の調査結果は注目すべきである。

（質問）沖縄にある米軍基地などを整理・縮小して、一部を国内の他の地域へ移すことについて、あなたは、賛成ですか。反対ですか。

- ・賛成 二五%
- ・反対 六〇%
- ・その他・答えない 一五%

この結果が示しているのは、「普天間基地の移設は賛成」、しかし「国内への移転は反対」という、典型的なNIMBY（not in my backyard）が見られることである。沖縄の基

地問題に対する関心の持続がされないのは、この問題をめぐる NIMBY の意識が存在してきたからである。実際、普天間基地の移設が話題になった、この年（一九九六年）一〇月に衆議院選挙が実施されたが、この移設を含め基地問題は選挙の大きな争点にならなかった。こうした関心の低さは、外岡をいらだたせた。「沖繩」を忘れていいのか（総選挙問われるもの）（一九九六年一〇月四日）という記事で、次のように強く批判した。

「沖繩を、無力感が覆っている。一時は政局を左右するまでの盛り上がりを見せながら、「沖繩の行方」は総選挙の争点から抜け落ち、行政改革や消費税率をめぐる論戦に影が薄れる気配だ。選挙戦の表舞台から消えた「沖繩問題」は、今も何ら解決されていない。」

日米合意は具体策に関する相互理解が進まず、迷走を続けた。その後、普天間基地返還はそれに代わる基地建設、すなわち名護市辺野古への移転計画が浮上した。この計画に関しては、特に沖縄県内で強い反対意見が生じた。こうした状況について、外岡は「沖繩再考」という連載の最初の記事、「大田知事 現実の壁にナタで挑む」で次のよう

に述べている（一九九七年十一月一六日）。

「県にとつて、普天間返還は最優先課題だ。だが「県内移設」をのめば、復帰後初めて、新たな基地を容認することになる。もし普天間が行き詰まれば、移設条件つきの他の基地返還も宙に浮く。いずれにしても、袋小路だ。」

表向きは沖繩に寄り添う態度をとりながら、沖繩に米軍基地を押し付け、実際には辺野古への移転という沖縄県内移設の方策しか提示しない、できない日本政府と「本土」の姿勢を外岡は厳しく批判した。辺野古移設の反対運動に関しては、興味深い見解を述べている。

「山が動いた」。しかしその合意には付帯条件が付いていた。それから今に至る二〇年で、沖繩の基地問題は何も変わらない状態が続いている、という見方もありますね。しかし実際には、沖繩側が抵抗して変えさせなかったということですね。日本政府の圧力をものすごい力で跳ね返した。停滞の二〇年ではなくて、力によって抵抗した二〇年だと思います。」（及川 二〇二四、一五五—一五六）

「沖繩は戦後、一貫して負け続けてきた。だけどあれ以上、基地を作らせなかったのは、ものすごく長い間、持続する闘いがあったからですね。抵抗があったから、あそこで止まっているとも言える。そうやって今の沖繩の現実を作っている。」（外岡 二〇一六、二二八―二二九）

辺野古基地建设への反対運動、抵抗運動の意義をこのように評価していた。しかし、これらの抵抗、主張や要求が、「本土」に届き、影響を及ぼすことはあまりなかった。前掲の「沖繩の人にとっては生活、くらし、人権の問題なんです。……安全保障問題にすり替えては分かり合えない」という外岡の言葉、認識が日本社会で広く共有されることはなかった。

そうした中で、米軍普天間飛行場の移設に伴う辺野古沿岸部埋め立ての賛否を問う県民投票が実施された（二〇一九年二月二四日）。投票結果と解説を以下に掲げる。

「即日開票の結果、開票率一〇〇％で埋め立て「反対」の得票が有効投票総数の七二・一五％の四三万四二七三票に達した。反対票は、県民投票条例で「結果を尊重」し、首相と米国大統領への通知を義務付けた全投票資格者数（有権者

数）の四分の一を大きく上回る三七・六五％に上った。……投票率は五二・四八％で半数を上回った。有効投票総数六〇万八八八票のうち、埋め立て「賛成」は一一万四九三三票で二九・一〇％、「どちらでもない」は五万二六八二票で八・七五％だった。」（琉球新報、二〇一九年二月二五日）

沖縄県民の多数は、米軍基地の辺野古移転に対して反対していた。しかし、こうした明確な意志表明があったにもかかわらず、辺野古への移転、基地建设は進められてきた。基地問題の中心に位置し、多くの関心を集めてきたのが「日米地位協定」である。この協定は、一九六〇年に前掲の日米安全保障条約第六条に基づいて締結された。そこでは、「（合衆国が）日本国内の施設及び区域の使用を許される」ことが明記されている。具体的な取り決めは以下の通りである。

・合衆国は、施設及び区域内において、それらの設定、運営、警護及び管理のため必要なすべての措置を執ることができる。（第二条）

・合衆国の軍当局は、次の罪については、合衆国軍隊の構成員又は軍属に対して裁判権を行使する第一次

の権利を有する。①もっぱら合衆国の財産若しくは安全のみに対する罪又はもっぱら合衆国軍隊の他の構成員若しくは軍属若しくは合衆国軍隊の構成員若しくは軍属の家族の身体若しくは財産のみに対する罪 ②公務執行中の作為又は不作為から生ずる罪

(第一七条)

この協定のもつ差別的側面に関して、外岡は次のように述べている。

「基地内の人が一方的に地元に出ていけるのに、地元は立ち入りができないという意味では「ブラック・ボックス」に近い。また、米軍が軍人・軍属の行動履歴を掌握しているのに、それが地元には知られないという点では、基地内からは地元が見えるのに、地元からその内部がのぞけないという意味で「マジックミラー」現象といえる。この「非対称」の関係は、戦後連綿と続いてきた。」(二〇二〇年八月一日・Jcastニュース配信)

日米地位協定に象徴される、アメリカの日本という国家に対する差別的扱い、そして沖縄に対するアメリカと「本

土」からの差別は、前述の沖縄県民のアイデンティティの問題と深く関わるものであった。

6、日本の安全保障

(1) 人間の安全保障

冷戦終了後の一九九〇年代、日本の安全保障問題はそれ以前とはまったく異なる様相を見せ始めた。ヨセフ・ナイ(当時、アメリカ政府国防次官補)が提唱した「ナイ・イニシアティブ」は日米同盟の再定義を主張し、日本の安全保障(政策)に大きな影響を及ぼした。船橋洋一はこの提案について、「日米安保のアジア地域におけるバランス・(安定・均衡機能)の役割をこれまで以上に明確にし、また日米が平和維持活動(PKO)を世界規模で協力し、軍民技術交流を進める必要があると説いた」(朝日新聞、一九九五年一月一日)と評した。

船橋はまた、一九九六年三月に朝日新聞で八回にわたって連載された「沖縄 安保を解く」の一回目の記事「米国の論理 中国取り込みへ日米協調」(一九九六年三月一日)で、ナイの描くアメリカの長期の戦略ビジョンについて次のように記した。

「二二世紀、アジア太平洋には日本と中国という二つの大国が並び立つ。いずれも既成秩序に対する挑戦者である点では変わらない。米国が世界の超大国として生き続けるには、どんな戦略を打ち立てるべきなのか。ナイ氏は、このうち日本と組み、中国に当たる長期的、基本的な枠組みを構想した中国を敵視し、日米が包囲しようというのではない。「封じ込め」ではなく、「取り込み」である。取り込みにもさまざまな方法がある。ナイ戦略は「日米同盟の再構築」による中国取り込みだった。」

安全保障にかかわる論議の中で注目すべきは、一九九〇年代以降、「人間の安全保障」という概念が提起され、日本でも様々な場で論議されるようになったことである。

一九九三年の国連開発計画（UNDP）の『人間開発報告』では、「国家の安全保障」ではなく「人間の安全保障」の必要性が主張され、翌一九九四年の年次報告の中でこの言葉が明記された。この言葉、概念は、当時広く受け容れられ、佐藤秀雄（当時の国連開発計画東京連絡事務所長）は、読売新聞の「論点 人間の安全保障する時代」（一九九五年三月二八日）の中で、「国連社会開発サミット」（一九

九五年三月六―一二日開催）を紹介している。

「会議の中心テーマは貧困、失業、社会的分断の三つだった。これらはいずれも、現在の世界において「人間の安全」を脅かしている「社会の爆弾」の代表的なものである。人間がこのような脅威から解放され、人間自身の安全が保障されなければ、恒久的な平和の実現もない、という共通の問題意識が背景にある。……社会開発サミット」開催に先だって、昨年、UNDPが（人間開発報告書（一九九四）「人間の安全保障」というやや耳慣れない概念を提唱したのも、この言葉が「社会開発サミット」全体を貫く主旋律になった理由もそこにある。」

朝日新聞も「人間の安全保障」に関する連載記事を「戦後五〇年」企画の中で一〇回にわたって掲載した。従来の国家中心の安全保障とは異なるこの視点を積極的に取り上げた。外岡は一九八九年から一九九三年までニューヨークを拠点に特派員を経験し、海外取材を数多く行うと同時に、国際連合についても精力的に取材を重ね、日本の安全保障の問題に関する思考も深めていた。

帰国後、一九九五年から論説委員を兼務するようになり、

「戦後五〇年」企画に参加し、旧ユーゴスラビアとルワンダでの取材をもとに、「難民に手 平和のために・人間の安全保障…一〇」(一九九五年八月一二日)という記事を書いた。そこでは感情をこめながら以下のように述べる。

「冷戦時代、多くの国々は外国からの領土防衛を旗印に、ひたすら軍備増強の道を突き進んだ。だが冷戦後の四年間に起きた八十二の武力紛争のうち、七十九件は国内紛争で、犠牲者の九割は市民だった。……国が内側から崩れる時、人はいながらにして難民となる。

……武力で他国を踏みにつらないことが、戦後の私たちの原点だった。だが侵略をしないことが、明日への平和を築くすべてではない。私たちの五十年のアルバムは閉じられ、まっ白な写真帳が、目の前にある。地球は、今も静かに、血を流し続けている。」

(2) 日米安全保障条約

日本で人間の安全保障が最も脅かされてきた地域、それが沖縄である。外岡は日本の安全保障を考える時、つねに沖縄の問題と結びつける。沖縄から日本の安全保障、そして日米安全保障(条約)の問題を考えるようにしていた。

「沖縄は戦後一貫して、日米安保体制の根幹を支えてきたといっても過言ではない。復帰までは日米安保条約の外側から、そして復帰後は安保条約の内側からという違いはあるが、その負荷が少しも変わらなかったという意味において、沖縄は日米安保の核心である。」(外岡ほか二〇〇一、二七三)。

この思いは、先に参照した「アジアの岐路「戦地は嫌」思い同じ(沖縄 安保を解く…8)」(一九九六年〇三月一八日)の記事でも、明確に示されている。

「米中の歩み寄りで中国の「脅威」が退いた八〇年代、海洋での核軍拡を続ける米ソは急速に対決姿勢を強めた。日米安保はソ連への盾となり、沖縄は依然としてその「かなめ石」だった。そのソ連が消滅した今、アジアでは新たな「中国脅威論」が頭をもたげ、在日米軍の戦略上の重要性を説く声が出始めている。脅威が次々に移っても、変わらなかった基地の島・沖縄。」(加藤東と共著)

国際環境の変化によって「仮想敵国」は変わってきたが、日米安保における沖縄の位置づけは変化せず、米軍基地も

維持され続けてきた。

朝日新聞は二〇〇〇年から二〇〇一年にかけて、やはり日本の安全保障に関する大型連載「同盟半世紀」を企画、掲載した。この連載の中心にいた外岡、本田優、三浦俊章は、企画の狙いに関して、「戦後の日米関係の根幹を支えた日米安全保障条約は来年九月、締結から半世紀の節目を迎える。敗戦・占領期から、「対等なパートナー」の時代へ。太平洋をはさむ日米をつなぎとめた条約は、どのように生まれ、変容したのか」（二〇〇〇年八月三日）と記している。

この連載は、「日本とアメリカ」、「日米安保を問う」、「大西洋と太平洋」、「日米安保の節目で」という四つのシリーズに分けられていた。外岡は「きしむ齒車（同盟半世紀「日本とアメリカ」）」（二〇〇〇年九月二日）という記事で、沖縄の米軍基地問題を取り上げ、「日本は「基地」を提供し、米国は「軍」を駐留させて日本と極東を守る。半世紀に及ぶ日米安保条約の仕組みは、枝葉を取り払えば、そう要約できる」と一般論を述べた後、次のように記した。

「異なる義務を負う「非対称」の関係が続いたのは、相手国の負担が自国の利益に釣り合ったからだ。冷戦下の日米安

保で、二つの齒車はしっかりと噛み合った。日本は「駐留米軍」に支えられ、軍勢力を抑えて経済成長を続けた。

……「米国は「在日基地」を足場として極東全体に力みをきかせた。……「政府は、沖縄米軍基地についてすみやかな将来の縮小整理の措置をとるべきである」。七一年に国会がそう決議してからもうすぐ三十年、沖縄では「マグマが常にたまっている」（稲嶺恵一知事）状態が続く。半世紀近く噛み合った日米安保。その齒車は、沖縄できしみ始めている。」

外岡はこの連載で、インタビュ記事を二本載せている。そこではかなり現実的な視点から、日米安保の一つの重要な側面である「アメリカの冷めた眼」を紹介している。元米大統領補佐官ズビグニュー・ブレジンスキーに在日米軍に関する質問を行い、厳しい回答を引き出した。

「日本人次第だ。……日本が望まなければ、われわれは撤退する。問題は、その後何が起きるのかということだ。米軍が去れば、日本は防衛費を少なくとも国内総生産（GDP）の五―八％に増額せざるをえなくなる。それは、極東の地政学的戦略の本質を根底から変える。」（二〇〇〇年九月一三

日)

もう一つは、元駐日米国大使マイク・マンスフィールドへのインタビュ記事で、その見出しは「要望なければ米軍撤退」であり、「日米安保条約で米国は、攻撃されれば日本を支援することを保証した。だが憲法の制約にもかかわらず、日本は何とか方策を見つけようとしたし、経費も負担してきた。そのことが米国で十分に理解されている。」(二〇〇〇年九月一五日)という発言を載せている。

それから約一年後の「同盟半世紀 日米安保の節目で」のシリーズで、やはり日米安保条約と沖縄と関連させながら、日米地位協定を厳しく批判する。

「日米は五二年二月に地位協定の前身である行政協定を結んだ。六〇年の安保改定でも、原型は引き継がれた。地位協定は、五〇年間にわたって「占領」の影を引きずったまま封印された。……基地の整理縮小が行き詰まった今、うつ積した住民の不満は、地位協定に向かい、臨界点に近づいている。」(二〇〇一年九月六日)

外岡の沖縄の視点から日米安保を見る、評価するという

視点は一貫している。次の発言はその典型である。

「僕の立場というのは、日米安保と自衛隊、これは二本柱ですと来たという、それはこの先も認める。だけど、沖縄に日米安保の重荷を押し付けている限りは、いずれ破たんしてしまう。だから沖縄の基地負担を軽減する方向に行かないと日米安保も破たんする……」(及川 二〇二四、二八九)

ただし、こうした問題意識を持って取材を続ける外岡の立場は、朝日新聞社では必ずしも広く共有されていなかったようである。外岡自身「僕は沖縄の取材から安保に入っていたけど、だいぶ煙たがられたと思う。安保を取材するのは、基本は政治部だから、縄張りを荒らすみたいな感じがあったことはあったでしょうね」(同、一九五)と述懐している。

(3) 密約問題

沖縄返還時にかわされた日米間の密約問題について、外岡は次のように語る。

「独立国家の体裁をとろうとするんですが、実際には密約

が存在する。好意的に評価すれば、それぞれ安保改定・沖縄返還の成果として、結果として残したと言えるでしょう。ただその手法は強権的で、反対勢力を力で抑え込む、重要なことを密約で公の目から隠す、という部分があった。」（及川二〇二四、一五七）

外岡は、沖縄返還の密約の存在についても厳しく批判した。この密約をスクープした西山太吉へのインタビュー記事、「（ザ・コラム）日米密約「国家のウソ」、戦いの終章」は以下の文で始まる。

「事実上、勝ったのかな、と」それまでのインタビューで数時間、厳しい表情を崩さなかった人の顔が、その瞬間、ほころんだ。元毎日新聞記者、西山太吉氏（78）。九日に出た外務省有識者委員会の「密約報告」を、長い国との戦いの人生で、どう受けとめたのか、と尋ねた時のことだ。」（二〇一〇年三月一八日）

西山が「勝ったかな」と言えたのは、この記事にあるように「日本政府は、「土地の現状回復補償費」四〇〇万ドルを、肩代わり負担していた。今回の報告書は、この事実

を「広義の密約」と認定した」からである。この記事はまた、「西山氏が「本丸」と呼ぶように、一二日に出た財務省報告は、四〇〇万ドル余りもはるかに重い財政密約を認めた」ことにも触れている。

「米公文書によると、六九年の沖縄返還交渉には、二つの難題があった。一つは米側が要求する「緊急時には沖縄に核を再持ち込みし、通過する権利を認める」という条件だ。「非核三原則」を唱える日本側には、とてもめない主張だった。もう一つは、返還に伴う補償や財政負担をどうするかという点だ。米側は、占領後に沖縄に投下した総資金を6億5千万ドルと算出し、一括支払いするように求めて、激しく日本側と対立した。結果として同年十一月の日米首脳会談で、七二年の「核抜き・本土並み」の沖縄返還が決まった。本来なら折り合えない条件で日米が合意できたのは、日本側が舞台裏の「密約」で、米側の条件をのんだからだ。」

周知のように、この密約を裏付ける電文を提供した外務省職員だった蓮見喜久子は、国家公務員法に基づく機密漏洩により有罪となった（外務省公電漏えい事件）。西山もこの犯罪行為を教唆したとの理由から一九七八年五月に有罪が確定した。西山に関する判決文は以下の通りである。

「ところで、報道機関の国政に関する報道は、民主主義社会において、国民が国政に関与するにつき、重要な判断の資料を提供し、いわゆる国民の知る権利に奉仕するものであるから、報道の自由は、憲法二一条が保障する表現の自由のうちでも特に重要なものであり、また、このような報道が正しい内容をもつためには、報道のための取材の自由もまた、憲法二一条の精神に照らし、十分尊重に値するものといわなければならない。……」

そして、報道機関の国政に関する取材行為は、国家秘密の探知という点で公務員の守秘義務と対立拮抗するものであり、時としては誘導・唆誘的性質を伴うものであるから、報道機関が取材の目的で公務員に対し秘密を漏示するようにそのおとしたからといって、そのことだけで、直ちに当該行為の違法性が推定されるものと解するのは相当ではなく、報道機関が公務員に対し根拠強く執拗に説得ないし要請を続けることは、それが真に報道の目的からでたものであり、その手段・方法が法秩序全体の精神に照らし相当なものとして社会観念上は認められるものである限りは、実質的に違法性を欠き正当な業務行為といふべきである。

しかしながら、報道機関といえども、取材に関し他人の権利・自由を不当に侵害することのできる特権を有するものではないことはいうまでもなく、取材の手段・方法が贈賄、脅迫、

強要等の一般の刑罰法令に触れる行為を伴う場合は勿論、その手段・方法が一般の刑罰法令に触れないものであつても、取材対象者の個人としての人格の尊厳を著しく蹂躪する等法秩序全体の精神に照らし社会観念上は認めることのできない態様のものである場合にも、正当な取材活動の範囲を逸脱し違法性を帯びるものといわなければならない。」

この判決では、密約についてはもちろんのこと、西山のスクープにしても政治的、社会的意義が考慮されることはなかった。一方で、西山はこの密約の決定的証拠をメディアではなく国会の場で明らかにするという手法をとった。これがジャーナリズムの本旨に反するのは明らかである。

その点に「西山事件」のもう一つの重要な問題が存在する。とはいえ、沖縄返還という歴史的な重大事案に関するこのスクープの意義、そして日米間の密約の存在を看過することは決してできない。

密約の存在は、その後、交渉の日本側の特使として重要な役割を果たした若泉敬の『他策ナカリシヲ信ゼムト欲ス』（文藝春秋、一九九四年）などによって広く知られるようになった。関連資料も次第に公になり、証言も出るようになった。一方で日本政府、外務省は密約の存在を一貫

して否定していたが、ジャーナリズムはこの問題を繰り返し取り上げ、報じていた。

朝日新聞は、一九九六年四月に「沖縄 返還交渉と安保」を六回にわたり連載した。その目的として、この特集の第一回目で「当時の日米両国の交渉当事者たちは最近、真相を語り始めた。秘密のベールに包まれていた両政府間の交渉過程にも、米国の先進的な公文書公開制度を活用して光をあてることが可能になった」（一九九六年四月四日）点をあげている。この連載の見出しは以下の通りである。

- ① 六六・六七年秘話——国務・国防が軍説得（四月四日）。
- ② 核密約——非核三原則の裏で（四月五日）。
- ③ 核の亡霊——生き返る恐れは遠く（四月六日）。
- ④ 情報公開——沈黙の壁、次第に崩れ（四月一日）。
- ⑤ メディアの役割——「復帰」まで関心薄く（四月一日）。
- ⑥ 地平線を越えて——米に依存、考えぬ日本（四月一三日）。
- ⑦ 最後の基地「嘉手納へ重荷」続く（四月一七日）。

連載の中心は当然、米軍による核の持ち込みの問題であった。連載二回目の「核密約——非核三原則の裏で」では、次のような記述がある。

「こう見てくると、沈黙を守っているキッシンジャー博士を除いて、多くの返還交渉関係者が核密約の存在を肯定していることがわかる。……非核三原則を打ち出した佐藤首相が、一方で緊急時の核再持ち込みを容認する秘密交渉に手を染めていたという「核をめぐる二重基準」は不気味である。」

さらに、三回目「核の亡霊——生き返る恐れは遠く」では、密約の存在が強く主張されている。

「二十六年前の「亡霊」が姿を現した。沖縄返還を巡る核密約である。一九六九年十一月の返還合意時に佐藤栄作首相とニクソン米大統領が交わしていた可能性が濃くなっている。『重大な緊急事態が生じた際には、米国は核兵器を沖縄に再び持ち込むことについて日本と事前協議を行い、日本政府はこれに同意する』という内容だ。」

朝日新聞はその後もこの密約問題に積極的に取り組んだ。「事前協議制度、形がい化浮き彫り 佐藤栄作元首相の日記」(一九九七年五月五日)という記事では、「近く刊行される「佐藤栄作日記」は、沖縄返還にあたって、緊急時の核再持ち込みの密約が存在した事実を強く示唆している」と強調し、続けて「日米安保条約に基づく「事前協議制度」が核持ち込みなどへの歯止めとはならず、形ばかりのものにとどまっている」と主張した。

さらに、「沖縄返還「裏負担」二億ドル 米公文書、密約裏付け」(二〇〇〇年五月二十九日)と題した記事では資料的裏付けをもって報じている。

「朝日新聞と琉球大の我部政明教授は、沖縄返還(一九七二年五月)に至る日米両国政府の交渉の実態と最終結果を詳しく記録した米公文書のつづりを入手した。それによると、返還土地の原状回復補償費四百万ドルを日本政府が肩代わりする、日本政府が物品・役務で負担する基地施設改善移転費六千五百万ドルなどの「秘密枠」をつくる——がいずれも極秘扱いの密約だったことが明らかになった。」

二〇〇六年、外務省の当事者がこの密約の存在を認めた。

朝日新聞は、「吉野・元外務省局長、沖縄返還「密約」認める 日本、費用肩代わり」(二〇〇六年二月一日)と報じた。

「七一年に調印された沖縄返還協定をめぐり、当時、対米交渉にあたった吉野文六・元外務省アメリカ局長(87)は九日、米国が負担すべき土地の原状回復費用を日本側が秘密裏に肩代わりしていたことを明らかにした。」

この記事を受けて、朝日新聞は「日米密約 歴史の評価を受ける時だ」(二〇〇六年二月四日)と題する社説を掲載した。

「核抜き、本土並み」という条件を米国にのませて悲願の沖縄返還を実現するなかで、政府にしてみればやむを得なかった妥協の一つということなのだろう。……この密約の存在は、協定調印後まもないころから言われてきた。米公文書でも裏付けられた。今回、交渉担当者が認めたことで、事実上確定したと言える。」

注目すべきは、この社説がこれ以外の密約にも触れてい

ることである。

「日米間には実は、ほかに密約がある。例えば、六年ほど前に朝日新聞は、六〇年の安保改定の際に「非公開の合意」が存在したことを、米政府の公文書に基づいて報道した合意は、核兵器を積んだ米艦船の寄港や、朝鮮戦争が再発した時の米軍基地使用を認める、といった内容だ。この密約も、政府は存在を否定している。冷戦期、日米の力に圧倒的な差があったころのことだ。米国の要請を拒否はできない。かといって国内政治的には持ちそうもない。板挟みになった政府がその場のぎで受け入れてきたものである。」

外岡は沖縄返還のみならず日米安保に関わる密約の取材にも精力的に取り組んでいた。朝日新聞では「日米安保取材班」が編成され、外岡も中心的役割を果たしていた。先に引用した「同盟半世紀」の企画の狙いには次の一文がある。

「太平洋をはさむ日米をつなぎとめた条約は、どのように生まれ、変容したのか。一貫して主導権を握った米国は、どのような戦略をもっていたのか。機密解除された米公文書と、

米政権中枢にいた高官四十人への取材をもとに「同盟半世紀」を再現した。」（外岡秀俊、本田優、三浦俊章：二〇〇〇年八月三〇日）。

この連載の狙いは、機密を解除された公文書を読み解き、関係者にインタビューを行うことで日米安保の機密、密約を明らかにすることであった。こうした作業は紙面で掲載されただけでなく、『日米同盟半世紀・安保と密約』として公刊されている（外岡・本田・三浦二〇〇二）。外岡は一九六〇年に締結された日米安保条約での密約を次の二点に要約している（同、一〇）。

- ① 核兵器を搭載した米艦船が日本に寄港する場合は、事前協議の対象外とする。
- ② 朝鮮半島有事の際に、米軍が日本国内の基地から直接出撃する場合には、事前協議は必要ない。

この内容は、朝日新聞でも「核寄港は事前協議せず 日米安保密約の全容判明」と題して報じられた。

「一九六〇年の日米安保条約改定の際に日米両政府が結ん

だ秘密合意の全容が、米国の研究機関が入手した米國務省文書から明らかにになった。秘密合意は、核兵器を積んだ米艦船が日本に寄港したり、朝鮮半島有事で米軍が日本国内の基地から出撃したりする場合には、日本との事前協議は必要ないとの内容を明記している。事前協議方式は安保改定の柱で、日本の主體的な判断を保証しているはずだが、肝心のところで骨抜きになっていたことを意味する。」(二〇〇〇年八月三〇日)

この問題に関しても、外岡はむろん批判的に語っている。

「在日米軍の行動の歯止めとして事前協議が設けられていますが、この六〇年一度も行われていない。のちに明らかになったように、安保条約には条文ない密約がありました……。結局、不平等な関係は密約として欄外に押し出されて形式的には「平等」という体裁をとった。一種のベテンがまかり通ったと言わざるを得ないでしょう。」(及川二〇二四、一五六—一五七)

日米同盟の裏の部分を見続けることで、外岡は密約というもう一つの深刻な安全保障上の問題を提起し続けた。

7、国際貢献と憲法問題

(1) 国際貢献とPKO参加

一九七九年にソ連がアフガニスタンに侵攻し、一九八一年にアメリカでロナルド・レーガンが大統領に就任すると、世界は「新冷戦」の時代へと変貌をとげた。国際環境のこうした変化の中で、朝日新聞は一九八四年に「八月十五日の今日的意味」(一九八四年八月十五日)と題する社説を掲載した。

「これまで日本の平和主義には、「戦争に巻きこまれるのはごめんだ」といった「内向き一辺倒」の色合いが濃かった。これを「非軍事面での国際貢献を倍増しつつ、平和共存の先導役をつとめる」といった「外向き」のものに脱皮させるのが急務となった。」

日本社会では国際貢献という課題が意識され始めた。ただし、この課題が政策面で本格的に浮上し、日本社会で広く認識されるようになったのは湾岸戦争後であった。先述したように、この戦争は米軍を中心とする多国籍軍の圧倒

的な勝利により一九九一年二月末に停戦を迎えた。日本の国際貢献に関しては、前年の一九九〇年の秋に人的貢献に関する論議がさかに行われるようになった。

経済支援以外の「外向きの」、「人的」な国際貢献の有力な手段として浮上したのが自衛隊の海外派遣であり、それを可能にする法案、国連平和協力法案（PKO法案）が国会で審議された。この法案は、当時の海部俊樹内閣によって一九九〇年一〇月に閣議決定されたが、野党や世論の反発によって同年一月に廃案になった。

次に提案されたのが、ペルシャ湾に敷設された多くの機雷の除去を目的とした、湾岸戦争停戦後の海上自衛隊による掃海艇の派遣であった。この問題に関して国会や世論は二分されていたが、国際貢献の必要性に対する認識の高まり、そして停戦後の派遣ということもあり、海部内閣は一九九一年四月に自衛隊法に基づき決定を下した。結果、掃海艇部隊はペルシャ湾に派遣され、同年六月から九月にかけて機雷除去に従事した。

PKO法案、掃海艇派遣に関する国会での論議がさかに行われていた頃、外岡は前述のように一九八九年から一九九三年までニューヨーク特派員として勤務し、その間に湾岸戦争だけでなく、国連の取材も精力的に行っていた。

「PKOに新たな注目「冷戦後」広がる任務「武力持たず」が原則」（一九九一年六月三日）と題する記事をニューヨークから寄稿し、当時のPKOの任務の拡大について、次のように述べている。

「第一には、武力衝突の回避という直接的な任務に限らず、選挙監視や政体移行の支援などの分野に多様化する傾向だ。……第二に湾岸戦争後、加盟国の間で、紛争を未然に防ぐ「予防」の機能を持たせるべきだとの議論が高まっている。……第三の変化は、大国の積極的な関与だ。従来は中立性を重んじる立場から、常任理事国はPKOへの参加を控える傾向があった。」

従前から積極的な国際貢献を強く主張していた読売新聞は、「国際貢献に多面的な憲法論議を」（一九九一年五月三日）と題する社説で以下のような主張を展開した。

「金だけでなく汗も流して、国際貢献を自ら積極的に果たしてこそ、初めて国際社会において名誉ある地位を占めることができるのだ。国際紛争解決の手段として武力行使をしないというのは、要するに侵略戦争はしないということだ。」

……そうでないと、国際情勢にまったく応用がきかない。湾岸戦争では、政策決定が遅れ、国際的な評価が半減した。その愚を再び繰り返してはならない。」

この主張は、当然「PKO協力法（PKO法）」に対する支持につながる。実際、PKO法案が国会で審議され始めた段階で、読売新聞は「PKO法案の成立を望む」（一九九一年一月二四日）という社説を掲載した。

「冷戦の終結後、国連の役割は一段と高まり、国連による地域紛争の拡大防止は、世界の安定にとって不可欠の要素となっている。このような国連の活動を支持し、参加することは、加盟国としての責務だ。PKO法案は、憲法で禁じられている武力行使を目的としたものでないことが明らかである以上、今国会で、すみやかに成立を図るのは当然だと考える。」

それに対し朝日新聞は一貫して反対の姿勢をとっていた。「自衛隊派遣」でよいのか」（一九九二年四月二四日）と題した社説では強い反対意見を表明した。

「日本は戦後これまで、掃海艇のベルシヤ湾派遣を除けば、自衛隊の能力を実地に用いるための海外派遣を控えてきた。その根本に、憲法九条があることはいうまでもない。もしここで自衛隊派遣を制度化するのであれば、それは、国の姿勢の転換にはかならない。」

法案成立後、日本はPKOに参加することになった。こうした国際貢献のあり方は、日本が国際連合の常任理事国入りを目指す動きと連動していた。国連の場で一層の国際貢献を行うべきという主張である。この機運は国内でも一定程度高まっていたが、朝日新聞は消極的さらには批判的な姿勢をとっていた。「普通の大国」を目指すべきか」（一九九二年二月二日）と題した社説はその典型である。

「強大な経済力を持つに至った日本が、過去の清算も不十分なまま、答申案のように軍事的役割を求め、主要先進七カ国（G7）間の連携強化を図りつつ、国連安全保障理事会の常任理事国入りも目指すとすれば、それは、大国による世界の新秩序づくりの主役の一人になることを意味する。そうした「普通の大国」になろうとするのが、日本のみならず、世界のために本当に役に立つことなのか、胸に手を当てて、よ

く考えてみなければなるまい。」

特派員経験を経て、国際社会、国連、そしてPKOの役割の変化を目の当たりしていた外岡は、国連常任理事国入り、PKO参加に関しては朝日新聞の社論と異なる意見を抱いていた。

「結論から言えば、私は常任理事国入りは何らかの形で実現すべきだと思っています。というのは、それが最大の安全保障になるからです。攻撃を受けることがなくなる。国益になる。しかし、金があるから発言権、代表権を買おう、「経済大国だから常任理事国にせよ」と言っても、世界の大方は支持しないでしょう。」（及川二〇二四、九八）

「九条で想定していなかった事態に日本がどうかかわるのか。私が護憲派に批判的だった点は「国連を通じて日本は平和構築に貢献すべきであり、PKO型の関与は認めるべきだ」ということです。アメリカ一辺倒ではなく、両脚、両軸を使った安全保障を考えるべきです。」（同、一八八）

こうした発言から、眼前で生じている出来事を観察、取材し、その上でその時々 の 価値判断、政策判断を行うとい

う、ジャーナリストとしての一面が見てとれる。一方で、こうした主張については、「現実主義」という言葉だけでは説明することはできない。日本国憲法に象徴される平和精神の積極的な活かし方が優先的に考慮されていたからである。外岡は関連して、国連憲章を参照しながら次のようにも述べている。

「国連憲章の第六章（実力行使に至らない仲介）、七章（強制行動を伴う実力行使）の中間に置かれた形で、「第六章半」という独自のシステムですね。安保理で議論してもほとんど物事は進まないから、紛争の拡大を抑止するPKOにかろうじて期待が残っていた。私がNYに行ったとき、国連はそれほど重視されていなかった。冷戦が終わると、多国間外交の中心地として急に世界中から注目を受けるようになった。」（同、九六）

国連憲章第六章（紛争の平和的解決）、第七章（平和に対する脅威、平和の破壊及び侵略行為に関する行動）には以下の条文がある。

・第六章〈第三三条〉——いかなる紛争でもその継続

が国際の平和及び安全の維持を危くする虞のあるものについては、その当事者は、まず第一に、交渉、審査、仲介、調停、仲裁裁判、司法的解決、地域的機関又は地域的取極の利用その他当事者が選ぶ平和的手段による解決を求めなければならない。

・第七章〈第三十九条〉——安全保障理事会は、平和に対する脅威、平和の破壊又は侵略行為の存在を決定し、並びに、国際の平和及び安全を維持し又は回復するために、勧告をし、又は第四十一条及び第四十二条に従っていかなる措置をとるかを決定する。

・同〈第四十一条〉——安全保障理事会は、その決定を実施するために、兵力の使用を伴わないいかなる措置を使用すべきかを決定することができ、且つ、この措置を適用するように国際連合加盟国に要請することができる。この措置は、経済関係及び鉄道、航海、航空、郵便、電信、無線通信その他の運輸通信の手段の全部又は一部の中断並びに外交関係の断絶を含むことができる。

・同〈第四十二条〉——安全保障理事会は、第四十一条定める措置では不十分であろうと認め、又は不十分なことが判明したと認めるときは、国際の平和及び

安全の維持又は回復に必要な空軍、海軍又は陸軍の行動をとることができる。この行動は、国際連合加盟国の空軍、海軍又は陸軍による示威、封鎖その他の行動を含むことができる。

外岡は冷戦後の新たな局面を迎え、分断を深める国際社会の中で、国際連合が、そして日本が果たしうる役割について、理念と現実の間を往復しながら考えていた。

(2) 国際貢献と憲法論議

ベルリンの壁が、そしてソビエト連邦が崩れ去り、国際社会が新たな秩序を模索し始めた一九九二年、読売新聞は二月一〇日に「安全保障基本法」制定を、読売新聞社「憲法問題調査会」が第一次提言」という特集記事を掲載した。その「ポイント」として挙げられたのは以下の諸点であった。

① 憲法と現実のズレが拡大。憲法改正をタブー視せず、根本から見直す。

② 自衛のための軍事力は合憲。集団的自衛権の行使も可能。

③ 憲法の解釈を明確化し、自衛権とその限界を明らかにするため、安全保障基本法の制定を提唱する自衛隊の存在と意義を明確化し、国連の集団的安全保障措置に参加するため、九条二項の改正が望ましい。

④ 憲法制定五十年（一九九六）を目標に対案を提示し、二十世紀末までに改正を実現すべきである。

朝日新聞はこの提言を強く意識し、批判するために「憲法論争に何が欠けているか」と題した社説を一九九三年五月三日に掲載した。

「美しい言葉、威勢のいい言葉は、しばしば人々を駆り立てる。しかし、同時に、しばしば真実を隠してしまう。『平和のために汗を流せ』はいい。が、『血を流せ』まで威勢良くなると、どうか。多くの国民がそれを望んでいるとは思われない。

昨年から今年と、憲法をめぐる論議が続いている。「国際貢献」という美しい言葉を掲げ、世界平和のためには戦争放棄と武力不行使を定めた憲法九条が制約になるという性急な問題提起がきっかけだった。……不戦憲法の存在を世界に示し、恒久平和の構築をねばり強く国際世論に訴えていく。戦後の体験に根ざした日本の最良の国際貢献は、そこから始ま

るのではあるまいか。」

外岡も読売新聞の提言を受けて、『AERA』一九九三年五月四日号で「岩波V.S. 読売 メディアが仕掛ける憲法論争の新時代（日本国憲法）」と題した長文の論考を寄稿した。その内容を紹介する。

外岡は冒頭、「戦後の護憲・改憲の図式を塗り替える『第三の憲法論議』が始まった。保守のおはこだった『改憲論』を、今はメディアが提唱する」と述べ、読売の改憲案だけでなく『世界』一九九三年四月号に掲載された「解釈改憲」にも言及する。そこで展開された主張を、「制約つきとはいえ、自衛力容認に踏み切った『世界』の提言は、これまでの通説から見れば、『解釈改憲』に与する見解である。……『これ以上憲法と自衛隊、安保の間の矛盾を放置できない』という前提に立ち、『最小限の防御力』を認めた上で、現にある自衛隊を改組、縮小するという考え方だ」と要約し、解説する。そして、「憲法と現実のズレ」を強調する出発点では、……（『読売』は『世界』と…引用者）同じ立場だ。さらに、基本法を制定して解釈の混乱に歯止めをかける、という手法も似ている。だが、その方向は、「岩波提言」とはまさに逆方向だ」と評する。

この記事で外岡は、過去二回「改憲論議」の大きな波が存在したと捉える。一回目は、朝鮮戦争をきっかけに国家警察予備隊が設置され、当時の鳩山一郎首相が「押しつけ憲法」を批判し、改憲ののろしをあげた時期である。二回目は、一九七九年にソ連がアフガニスタンに侵攻し、ソ連脅威論が高まった時期である。

今回の第三の波は、一九九〇年代に湾岸危機を契機に生じたが、過去の二回の波とは異なると考える。第一は、「国際貢献」がキーワードとして登場したことである。「国連の指揮下での武力行使は憲法上容認されるだけでなく、むしろ前文の平和主義の精神に沿う」として、これまでの政府解釈の変更を求めている。「国際貢献」を突破口に、解釈改憲をさらに推し進め、武力行使に踏み込もうとする見解と考える。こうした解釈改憲の主張に対し、反応は三つに割れている。いずれも国際貢献の必要性は認めながらも、(1)「改憲」によつて歯止めをかけ、本来の平和憲法の精神を活かす、(2)これまでの政府見解が解釈の限界だとして、「護憲」の立場をとる、(3)積極貢献をするため、混乱を避け、改憲をめざす、というものである。

第二は、これまでの改憲論議にあったイデオロギー色が影をひそめ、今回の改憲論はいずれも「軽武装・民生重

視」の路線を継承し、憲法の平和理念に一定の評価を与えたことである。

第三は、改憲論議の中心が、戦後派世代ということである。

読売新聞は前述の「第一次提言」から約二年間検討を行い、一九九四年一月三日に「憲法改正試案」をとりまとめ、公表した(読売新聞はその後、二〇〇〇年、二〇〇四年に修正案を作成、公表。読売新聞のホームページ参照)。一九九四年「試案」の中の、安全保障、国際貢献、自衛隊・防衛力・軍事力と関連する部分、「第三章、安全保障」、「第四章、国際協力」を以下に掲げる。

◆第三章 安全保障

第十条 戦争の否認、大量殺傷兵器の禁止

(1) 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを認めない。

(2) 日本国民は、非人道的な無差別大量殺傷兵器が世界から廃絶されることを希求し、自らはこのような兵器を製造及び保有せず、また、使用しない。

第十一条 自衛のための組織、文民統制、参加強制の否定

〈1〉日本国は、自らの平和と独立を守り、その安全を保つため、自衛のための組織を持つことができる。

〈2〉自衛のための組織の最高の指揮監督権は、内閣総理大臣に属する。

〈3〉国民は、自衛のための組織に、参加を強制されない。

◆第四章 国際協力

第十二条 (理念) 日本国は、地球上から、軍事紛争、自然災害、環境破壊、特定地域での経済的欠乏及び地域的な無秩序によって生じる人類の災禍が除去されることを希求する。

第十三条 (国際活動への参加) 前条の理念に基づき、日本国は、確立された国際的機構の活動に、積極的に協力する。必要な場合には、公務員を派遣し、平和の維持及び促進並びに人道的支援の活動に、自衛のための組織の一部を提供することができる。

第十四条 (国際法規の遵守) 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守する。

この「試案」では、自衛隊の憲法上の位置づけが明確にされ(第十一条)、自衛隊、公務員などによる国際活動に積極的に参加、協力することが定められている(第十三条)。

この「試案」を受けて「護憲派」を代表する朝日新聞は、翌一九九五年五月三日の憲法記念日に社説の特集「国際協力と憲法「非軍事」こそ共生の道」を掲載した。この社説の提言は以下の通りである。

提言一 国際協力法を制定し援助の充実に。

提言二 平和支援隊で従来型PKOに参加。

提言三 理想先取りの九条は改定の要なし。

提言四 自衛隊は国土防衛的な組織に改造。

提言五 冷戦型から地域安保型重視へ転換。

提言六 国連健全化をめざし改革の先頭に。

この社説では現行憲法に関する朝日新聞の主張が冒頭に明記されている。それは、(1) 現憲法は依然としてその光を失っていない。改定には益よりもはるかに害が多く、反対である(2) 日本は非軍事に徹する。国際協力にあたっては、軍事以外の分野で、各国に率先して積極的に取り組む、というものである。

例えば「提言三」は「九条は改定しない 国際協力と憲法」と題され、「戦争や武力行使を放棄した憲法九条は、人類の課題を先取りした理想主義的な規範だ。いま必要な

のは、自衛隊や安保政策の是正にどう生かすかを考えることである。「軍事に優越的な価値を認めない、という戦後社会の枠組みをつくったのは憲法九条だ。その制約から身軽にさせようとする方向の改定は時代に逆行し、有害無益である」と主張している。

外岡は「改憲」、「護憲」をめぐるこうした動きについて、どのような見解を抱いていたのだろうか。先述のように、外岡は一九八九年から一九九三年までニューヨーク特派員として勤務し、湾岸戦争の取材も行っていた。この当時の取材や調査をもとに著したのが『国連新時代——オリーブと牙』という書である。この中で、冷戦後の新たな局面を迎えた国際社会と日本の役割を検討している。以下では、国際貢献と憲法問題に関して、主にこの書を参照して考察する。

外岡はまず、現憲法がアメリカ（占領軍）による「押し付け憲法」という見解に反論を試みる。その主たる根拠としては、ポツダム宣言の趣旨に沿った形で憲法改正すること、連合国と日本の双方が同意していたこと、そして日本国憲法の価値観は、さまざまな解釈の変遷をたどりながらも、半世紀を経て定着してきた点をあげている（外岡一九九四、一六〇—一六二）。

また、日本国憲法の基本的精神、特に「前文」と第九条が、以下に示す「パリ不戦条約」（一九二八年締結）の精神を受け継いでいることにも言及する。

第一条 締約国は国際紛争解決の為戦争に訴ふことを非とし且其の相互関係に於て国家の政策の手段としての戦争を放棄することを其の各自の人民の名に於て厳粛に宣言す。

第二条 締約国は相互間に起ることあるべき一切の紛争又は紛議は其の性質又は起因の如何を問はず平和的手段に依るの外之か処理又は解決を求めざることを約す。

外岡はまた、一九四五年六月に調印され、同年一〇月二四日に発効した「国連憲章」の精神が日本国憲法に及ぼした影響についても論じている。その「前文」では次のような決意が表明されている。

「われら連合国の人民は、われらの一生のうちに二度まで言語に絶する悲哀を人類に与えた戦争の惨害から将来の世代を救い、基本的人権と人間の尊厳及び価値と男女及び大小各

国の同権とに關する信念をあらためて確認し、正義と条約その他の國際法の源泉から生ずる義務の尊重とを維持することが出来る条件を確立し、一層大きな自由の中で社会的進歩と生活水準の向上とを促進すること。

並びに、このために、寛容を実行し、且つ、善良な隣人として互に平和に生活し、國際の平和及び安全を維持するためにわれらの力を合わせ、共同の利益の場合を除く外は武力を用いないことを原則の受諾と方法の設定によって確保し、すべての人民の経済的及び社会的發達を促進するために國際機構を用いることを決意して、これらの目的を達成するためにわれらの努力を結集することに決定した。」

國連憲章にうたわれている「國連＝連合國」の方針を受け入れたのが、日本國憲法の前文にある「平和を愛する諸國民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」という箇所と指摘し（外岡 一九九四、一六八）、その上で次のように述べる。

「こうした理解に立てば、第九条の第二項の「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。國の交戦権は、これを認めない」という規定の意味は、おのずと明らかになる。……日本は固有の権利として自衛権は持

つが、その發動としても、戦争を行うことは許されないことになる。」（同、一六八—一六九）

外岡が憲法九条の意義を高く評価していたのは確かである。二〇〇七年、朝日新聞は「憲法特集」を掲載した。編集会議に参加した主筆の若宮啓文が憲法と現実の乖離を指摘した際、編集局長の職にあった外岡は護憲の主張を行ったという（及川 二〇二四、二八六）。以下がその時の論旨である。

「憲法とは自國に対する指針、戒めであると同時に他の國に対する約束だ」と。とりわけ近隣諸國とか國際社會に対して。それを変えるには、よほどのことがなければならぬ。変えるだけの必然性とか論理。つまり説得力を持って他の國に論旨を展開しなければならぬ。それがなくて、ただ現実が乖離しているというだけで変えることはできない。

それともう一つは、当時は集団的自衛権を行使できないという前提で憲法九条があった。つまりそれ以外の個別的自衛権は行使できるわけです。そして日本の世論調査を見ると、一貫して八割以上が憲法九条プラス日米安保条約という二本柱の安全保障について賛成し、コンセンサスを得ている。」（同、二八七）

ただし、先に触れたように、外岡は「護憲」を教条的に信奉していたわけではなく、自らがいわゆる「護憲派」に属しているとの認識も抱いていなかった。「九・一一」に象徴される「冷戦後のシステムは、九条が設計された当時の環境とは変わった。従来の護憲・改憲の議論とはまったく違う土俵が出来た」(同、一八七)と考えていた。

「非対称型の戦争が起こるようになった。国と国の戦い、正規軍と正規軍の戦いが冷戦下で前提となっていた構図だったのが、大規模なテロによって非正規軍と国家の戦争が起こる。あるいは破たん国家が出た場合、その平和構築をどうするかという問題が出てきた。……九条で想定していなかった事態に日本がどうかかわるのか。」(同)

こうした問題意識をもつ外岡は、先に引用したように、PKO などによる国連を通じた平和構築に貢献すべきと主張し、その延長線上で日本が国連常任理事国になることを条件付きながらも主張していた。また、「護憲・改憲」論と日米安保との関係については、①護憲でアメリカとも距離を置く、②護憲でアメリカと協調する、③改憲で自主独

立路線、米と距離を置く、④改憲でアメリカと協調する、という四つの立場に分け、安倍政権(二〇一六年)は④の立場、朝日新聞は②の立場にあると位置づけている(同、一八八)。その上で次のように主張する。

「僕は九・一一のときに、第一の立場にははっきり批判的でした。新しい形の紛争が起こっている中で、国家防衛に対しては日米安保と個別の自衛権はプラスであるというのが僕の立場です。国連安全保障理事会の常任理事国になることも賛成で、それは究極に安全保障になるからです。……安保理で日本が努力している。汗をかいているという実績を作ってゆくことで、日本を攻撃すべきではないという抑止力にもなる。国連を通じて実績を積むべきだと思います。」(同、一八九)

平和国家としての日本は可能な範囲で積極的な国際貢献を行うべきとの立場から、外岡は国連の常任理事国になることも支持していた。「個別的自衛権」に関しても、それが国際法で認められていることから容認し、行使できる権利と考えていた。一方で、「その発動に厳しい条件を付け、それを超える実力行使は断固封じる」、さらに「憲法九条

が果たしてきた役割は、日本にそうした「条件付きの平和主義」を根づかせることにあった」（外岡二〇一六、一四五）という立場をとっていた。

国連憲章で認められている「集団的自衛権」に関しても、先の引用にあるように、日本がそれを行使しないという従来の憲法解釈は、日本国憲法が外国への軍事介入を禁止しているからと解釈する（同、一五五―一五六）。その上で次のように主張する。

「〔集団的自衛権という…引用者〕固有の権利を行使しないからおかしい」のではなく、あえて「軍事介入への道は封じる」という道を自らに課したのだと言える。それが「条件付き平和主義」の意味である。……二〇一四年夏に安倍首相が「閣議決定」によってこの基本を変え、一五年の国会で安全保障法制を成立させたことは、戦後に長く続いた「条件付き平和主義」を根底から変えることを意味している。」（同、一五六）

この見解を通じて、外岡が考える「条件付き平和主義」と「護憲」の内実が明らかになったと言える。外岡は、ジャーナリストとして国際環境の変化を直接、間接に観察す

ることを通じて、独自の護憲観を提示していたのである。

8、ジャーナリズムと歴史認識

「私がアジアを拠点に考え続けたいと思う主題の一つに、『アジアに共感していた近代日本が、なぜ、どのように対外膨張路線に転換したか』という設問があります。」（外岡二〇一〇、一七八）。

外岡はアジアの視点に立つて日本を眺める、観察することの重要性を繰り返し強調する。それは当然、戦争加害者としての日本という視点に通じる。実際、「戦後五〇年」特集企画「加害と被害 深き淵より・ドイツ発日本…1」（一九九五年一月一日）で、その点を明確に述べる。

「ヒロシマとアウシュビッツ。敗戦国の日本とドイツは共に、二つの「負の遺産」を基軸に据えて、戦後の五十年を生きてきた。だがヒロシマは被害、アウシュビッツは加害の象徴だった。「加害」の追及を新生国家のあかしとせざるを得なかったドイツとは対照的に、日本は「被害」意識に閉じこもり、加害の欄は空白のままにしていた。」

だが生存者が舞台から退場しようという今、加害・被害の立場を超えて歴史を見直す動きが、ようやく始まろうとしている。広島は昨年改装した平和記念資料館で、アジア侵略の拠点であった「加害」の歩みを初展示した。」

この記事は「加害と被害。その二つの流れが交わる地点に、五十年目を迎えた私たちの出発点がある」という言葉で結ばれている。

「戦後五〇年」「一九九五年」という歴史の節目は、歴史認識の問題の重要性を改めて日本社会に認識させた。歴史認識に関して実に多くの論議を呼んだ加藤典洋の「敗戦後論」が『群像』に掲載されたのは、一九九五年一月号であった(その後、他の論文とあわせて『敗戦後論』(講談社)として出版)。

加藤は「日本の戦後という時間が、なぜいまなお持続しているのか」(加藤 一九九七、一〇)と問いかけた。その回答を要約すると、敗戦国・日本にとって第二次世界大戦が「義」のない戦争であったという評価を受け入れざるをえなくなり、それにより日本では国と国民のために死んだ兵士たちの『死』が無意味になってしまった。そのことが他国に対して行った侵略行為の責任をとらず、謝罪も行っ

ていないという事態を導いた重要な原因、というのである(同)。その上で、加藤は以下のような見解を提示した。

「この打ち捨てられた侵略者である死者を、引きとり、その死者とともに侵略者の烙印を国際社会の中で受けることが、じつは、一個人の人格として、国際社会で侵略戦争の担い手たる責任を引きうけることの第一歩(になる)。」(同、五五)

この種の問題意識は外岡にも共有されていた。前掲の特集「加害と被害」の別の記事(一九九五年一月一六日)では次のような見解を示している。

「戦死した父が「犬死に」でなかったと願う遺族の気持ちは、自然な心情の発露だろう。その思いを踏みにじる権利はだれにもない。だが、死者への哀悼と、戦争の歴史に向き合うことは、また別のことだ。……国内の議論の溝は埋まらないうままだ。だが論争が続いたこの五十年、他国との間に横たわる、より深い歴史観の裂け目が、私たちをアジアから孤立させてきた。戦争の深き淵は、かたちを変えて今も続く。」

ここで外岡は、「死者への哀悼と、戦争の歴史に向き合

うことは、また別のこと」と明確に言い切る。ここから「靖国問題」に関する次の主張が導かれることになる。

「戦争を遂行するには、将兵を讃える勲章と、国家の「大義」の下で手厚く葬る戦没者墓地が欠かせません。戦争を否定した戦後の日本は、そうした「戦争の神話体系」そのものを取り除き、敢えて空白のままにしました。その前提に立つなら……A級戦犯を分配するか、あるいは……千鳥ヶ淵墓苑に全戦没者を代表させるしかないでしょう。」（外岡 二〇一〇、一〇八）

こうした主張を行う外岡は、「新しい教科書をつくる会」（一九九七年に結成）に属する人々が声高に語り、戦争加害国＝日本という歴史観を「自虐史観」と批判し、それが一定の社会的影響力を持つ社会状況に、強い違和感を覚え、相容れないと感じていた。

この種の主張や運動では、「死者への哀悼」と「歴史に向き合う」ことが恣意的に混同されているからである。あるいは、そうした主張や運動というのは、「日本でも戦争と植民地経営の過去は人々の意識から葬られ、忘却した」と自体忘れる抑圧装置が働いてきた」（外岡 二〇〇五、

九）ことの証しになるからである。さらに、「欧化政策をとつて後、私たちは西欧に対しては「異質性」への憧れと挫折を強烈に意識しつつ、アジア文化に対してはすでに了解ずみだという錯覚、つまり「同質性」の誤解に基づく謬見を抱き続けてきた」（同、九六）ことを裏づけるからである。

「戦後もある時期までは、戦争責任や、植民地責任について発言する人たちがいた。だが戦後五〇年を過ぎたところからそうした発言は鳴りを潜め、代わって、「自虐史観」を糾弾する声高な発言が目立つようになった。第二次安倍政権のもとで、「歴史」は論争の対象ではなく、むしろ忌避のラベルがつけられるテーマになった。」（外岡 二〇二一、二二〇）

外岡の批判の矛先は次に、日本の研究者にも向かうことになる。「二〇世紀末には、欧米でオリエンタリズム批判、カルチュラル・スタディーズ、ポスト・コロニアリズム、フェミニズムなど新たな研究分野が次々に生まれ、「西欧中心主義」や「ロゴス中心主義」、「男性中心主義」の言説を批判的に分析する潮流が生まれ、数々の成果をあげてきた」（同、二二一）という評価を行いながらも、厳しい批

判を加えることを忘れない。

「だが、私が日本の研究に感じるのは「当事者性」の喪失だ。研究方法は目覚ましく、新たな領域を切り拓いているのに、なぜその研究をするのか、著者はどの立場で研究するのか、見えてこない場合が多い。……新たな思想の潮流は、その思想的課題に対する苦闘から生まれたのだと思う。ではこの国で、そうした潮流を、思想課題と共に受け継ぎ、発展しようとするなら、それはホロコーストを論じるだけでなく、日本の戦争責任、植民地責任に、正面から向き合うことではないだろうか。」(同)

研究が歴史的・社会的現実と結ばれることなく、社会で趣味的に消費されていることに対する率直で、深刻な批判である。歴史認識の問題というのは、むしろ歴史観の領域にとどまるものではない。今の価値観ともつながっている。当然、外岡はその点も十分認識していた。

「一言でいえば、日本は宗主国としての過去をきれいさっぱり忘却した。その忘却は、制度的には、敗戦と同時に「大日本帝国」の臣民だった人々を、「外国人」として外に排除

したことに支えられていました。しかもそうした国々の一部が仮想敵国の圏内に組み込まれたため、米国もその忘却を支持したというのが実態でしょう。」(外岡二〇〇五、一九五)

ここで言う「外国人として排除した(する)」ことは、日本社会における差別と排除の問題に直結する。それはまた、グローバリ化の中にある日本社会においても、様々な変種を生み出しつつ、社会問題として深刻化してきた。

9、ジャーナリズムの社会的責任

マスメディアの普及によってジャーナリズムの社会的影響力は増大し、それに応じた社会的責任を担うべきという見解は広く受け容れられてきた。そうした責任を果たすべく、組織ジャーナリズム(新聞社、通信社、放送局など)の多くは、「新聞倫理綱領」(日本新聞協会)とは別に、活動指針として独自に「倫理綱領」などを設けている(放送はそのメディア特性から、基本的に法制度によって規律されている)。朝日新聞の倫理綱領は以下の通りである(一九五二年制定)。

一、不偏不党の地に立つて言論の自由を貫き、民主党の完成と世界平和の確立に寄与す。

一、正義人道に基いて国民の幸福に献身し、一切の不法と暴力を排して腐敗と闘う。

一、真実を公正敏速に報道し、評論は進歩的精神を持ってその中正を期す。

一、常に寛容の心を忘れず、品位と責任を重んじ、清新にして重厚の風をたつとぶ。

この倫理綱領のもとに「朝日新聞記者行動基準」を設け、その冒頭に「基本姿勢」を掲げている。その中の「独立と公正」、「人権の尊重」の項目は以下の通りである。

・【独立と公正】 記者は、自らの職務に誇りをもち、特定の個人や勢力のために取材・報道をしてはならず、独立性や中立性に疑問を持たれるような行動をとらない。事実に基づく公正で正確な報道に努める。いかなる勢力からの圧力にも屈せず、干渉を排して、公共の利益のために取材・報道を行う。取材先と一体化することがあつてはならず、常に批判精神を忘れない。

・【人権の尊重】 記者は、報道を通じて人種、民族、性別、信条、社会的立場による差別や偏見などの人権侵害をなくすために努力する。取材や報道にあたっては、個人の名誉やプライバシー、肖像権などの人格権を不当に侵害しない。

ジャーナリズムの倫理綱領、行動規範を見ると、不偏不党、公平、中立、さらには客観的な報道を行うことを要請している場合がほとんどである。この種の問題について、外岡は次のように説明したことがある。

「『不偏不党』とは、どのようなイデオロギーや党派にもくみせず、中立を心がけることです。他方、『客観報道』とは、どのような偏見や固定観念、情報操作にもとらわれず、ただ事実のみを報道する姿勢をいいます。」（外岡二〇〇六、三九）。

ところが、こうした「客観報道」の姿勢が「中立」という報道姿勢と結びつくと、ジャーナリズムの社会的使命が脅かされることになる。こうした観点から、客観報道は以下に示すように厳しく批判される。

「強者と弱者には、すでに圧倒的な力の格差があります。

客観報道の名のもとに、「中立」を装ってバランスをとろうとすれば、報道はその格差を反映したものにならざるをえません。その意味で、「客観的」な立場というものはありません。人はいつも、いずれかの立場において、ものごとを見つめ、考え、伝える存在であるからです。」(外岡 二〇一五、九七)

不偏不党についても、客観報道との対比から次のように語っている。

「あの朝日新聞綱領でも言っているのは、不偏不党ということなんです。一番大事なのは、誰に対しても、どのような党派に対しても同じように立ち向かうということなんです。客観性なんてひとつもたっていないから。」(及川 二〇二四、二七七—二七八)

加えて、「不偏不党」とは、「足して二で割る」ことや、世論に右顧左眄して迎合することとは無縁の確固たる「一つの選択」(外岡 二〇二一、七)とも主張している。報

道の「公平性」に関しては、「これはすべての当事者に対して真摯に向き合い、権力や地位ある人々に対しても反論や弁明の機会を与えることを意味する」(同、六)と述べる。

これらの見解から、外岡にとっての不偏不党、公平な報道というのは、社会的要請であると同時に、あるいはそれ以上にジャーナリズムの能動的かつ自覚的な姿勢の反映、帰結なのである。

ここで確認しておきたいのは、取材する出来事にまつわる「事実」と「客観報道」の関係に焦点を当てると、「客観報道」とは、事実に対してのみ誠実な報道姿勢です。どのような立場においても、事実を曲げたり、歪めたりしてはならない」(外岡 二〇一五、九七)という比較的穏やかな見解に行き着くことである。彫刻にたとえて、「ジャーナリストの仕事というのは……岩石の中から掘り出してゆく。……とにかく検証されたデータだけで造るのがジャーナリストの造る像なわけですね」(及川 二〇二四、三五八)とも述べる。

「報道の基本的な役割とは、「事実」に誠実に向き合い、読者と公共に奉仕すること」(外岡 二〇二一、七)という考えを優先することから、「事実」の追求という目的にて

らすと、「客観報道」という手法、姿勢は必要であり、妥当になる。

外岡は、「もちろん、ここでも「事実」とは報道する側が取捨選択した一部でしかなく、あらゆる事象を網羅するものではない」（外岡二〇二一、七）という見方を付け加えることを忘れない。出来事を「編集」するジャーナリズムの役割、機能について十分認識しているからである。そして、事後の検証を含めた事実の重要性について次のように語っている。

「要するに、検証がすごく大事なんですね。報じっぱなしではなくて、役所と同じ予算主義ではなくて、予算がどう使われてそれがどのような経済効果をもたらしたのか、福祉効果とか、人びとの役に立ったとか、厳しいチェックをしなければならぬ。」（及川二〇二四、二七〇）

さらに興味深いのは、「事実の条件」についても明示していることである（外岡二〇二一、七）。

- ① 追跡可能性 (traceability)。取材対象と出典の明示。

- ② 検証可能性 (verifiability)。報道する事実が、伝聞でも傍証でもなく、データのみによって因果関係を証明できること。

- ③ 比例制 (proportionality)。ある要因を特別に重視するのではなく、釣り合いのある構図において理解し報道する。……ある事実が正しくても、それだけを極端に拡大して全体のバランスを失うことは、報道の精神から外れる。

ここで言う「検証可能性」については、むしろデータや資料による裏付けが必須であるが、外岡は取材対象者の「証言」の真偽の確認を行う際には、「本人の証言」以外の、「第三者の証言」、「第三者の著作」、「新聞の記事や映像の記録」という三点セットが必要とも述べている（外岡二〇一五、八九）。

以上のことから、正確な「事実」を「客観的」に追求することを前提とし、社会的弱者の代弁者であることの重要性を認識しながらも、いずれの取材対象に対しても公平な、不偏不党の態度で接し、取材、編集、報道という作業を通じて、社会的役割、使命を果たすこと、そこに外岡はジャーナリズムの本質を据えていた。

一方で外岡は、インターネットの普及による急激に進行する情報環境の変化の中で、新聞やテレビといったマスメディア系のジャーナリズムの行末を案じていた。

「多事争論」後の混乱を経て、「中立」や「客観」を旗印に言論の秩序化・制度化に寄与した既成メディアの「戦略」は、今後も有効とは思えない。言論の「沸騰」は、人々が独自のメディアとコミュニケーション回路を手にした結果、惹き起こされたものであり、秩序化・制度化とは逆のベクトルが働くからだ。」(外岡二〇二一、九)

「エコー・チェンバー」、「フィルター・バブル」、「アテンション・エコノミー」、これらの言葉が注目され、普及してきたことから了解されるように、ここでの外岡の懸念はまさに現実のものとなってきた。

10、ジャーナリズムの自由

外岡のジャーナリズム論は、よく見られる(国家)権力批判、メディア・ジャーナリズム批判とは一線を画していた。というのも外岡は自身の経験を踏まえつつ、権力、自

由、リベラリズム、民主主義、そして歴史認識など、関連する諸概念について思考を重ね、ジャーナリズム論を展開したからである。

自由と権力を対比させ、両者を本質的に対立関係にある見なし、「自由」とは、「私は私だ」という自己同一性への希求です。「権力」とは、「彼らは私だ」という自己拡張性への期待です」(外岡二〇〇五、一四八)という視点から説明する。言うまでもなく、この説明、見解は、「沖縄(自由)」対「日本＝本土(権力)」の歴史、現状を念頭に置いている。外岡はさらに次のように論じる。

「自己同一性を求める自由と、自己拡張性を求める権力は、いずれ衝突せざるを得ないでしょう。両者の闘争は抜き差しならぬものであり、その人物と人なりを証します。私にとつて「自由」とは、そのようなものを意味します。」(同、一四八—一四九)

自己同一性とは、自らの意志や欲望を認識し、それを通じて自己確認を行うことと認識されている。自己同一性を求める自由と対立し、闘争するのが、他者の自由を束縛、抑圧し、それを通じて自らの意志や欲望の実現を目指す権

力だと言っているのである。外岡は人間を「自由を渴仰する型と権力を志向する型」に分類する。

この見解は興味深いが、自由は権力との対比からだけで論じられるものではない。外岡もその点は認識している。実際、外岡はリベリズム論の系譜をたどる中でアイザイア・バーリンの自由論を取り上げ、「くへの自由」を意味する「消極的自由」と、「くへの自由」を意味する「積極的自由」を対比させながら、自由の複雑さ、難しさについて論じている。

「バーリンは、古典的な「自由」から「積極的自由」を析出しながら、しかもなお、その存在を「消極的自由」を保護するための一手段と位置づける。……民主化や国民主権という近代の波を潜り抜けたあとにも、「なんびとも決して越えることを許さない自由の境界線」としての消極的自由を擁護するのである。」（外岡二〇一六、三四）。

目標達成に深く関わる積極的自由を素朴に称揚すると、例えば国家目標を掲げ、メディア・世論を動員し、社会的興奮・熱狂を演出する「政治」を招来する可能性を高めてしまふ。外岡はこの深刻な状況について、政治と倫理の関

係性から警告を発する。

「倫理を欠いた政治は墮落ですが、倫理を掲げる政治は時に、非道の暴虐をもたらします。……権力者が倫理を盾に政治を進めることは許されません。「悪」の駆逐は、対話ではなく、「敵」の抹殺に行き着くからです。」（外岡二〇一五、六三）

積極的自由のもとに倫理＝目標の達成を掲げる政治勢力が、他の勢力を制御、抑圧しようとする例は数多く存在してきた。ここに「自由」の危うさが即座に見てとれる。加えて、自由が民主主義の制度や仕組みによつてどの程度回収可能かという重要な問題提起が行われている点も注目すべきである。「民主主義という政体そのものが、論理的、歴史的にいつて、必ずしも「自由」を保障してくれただけではない」（外岡二〇一六、三六―三七）という歴史的な「現実」が存在するからである。

そして次に、自由の問題を日本国憲法と関連させて論じる。「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられ

る」(日本国憲法第一一条)に基づいて、自由の問題について考察する。

「政治参加」という積極的自由はもちろん大切だが、どんな権力、どんな政治思想においても、これらの基本的人権だけは絶対保護されなくてはいけない。その不退换の決意が(上記条文の…引用者「不可侵」であり、「永遠」という強い文言に結晶していると言うべきであろう。)(同、三七)

先の外岡の考察に依拠するならば、自己同一性を求める自由は、自己拡張を求める権力の脅威に間断なくさらされている。それゆえ、自由を尊ぶ民主主義社会にしても、権威主義、全体主義社会に転化してしまう可能性を常に秘めている。基本的人権、そして自由な思想や活動が、民主主義制度の運用によって誕生した「権力」によって侵され、民主主義(制度)が自壊してしまうこともありうるし、その種の歴史的前例も存在する。この問題については、ジョージ・オーウェル『一九八四年』の「監視社会」を参照しながら警鐘を鳴らす。

「現実には、将来においても全体主義は生き延び、たとえ

民主主義のもとでも、地下深くにまで根を張ることがある。

技術革新が高度に発達すればするほど、「監視社会」による

「自由」の侵害や制限の危険性は以前よりも高まる。」(同、四八)

外岡は民主主義社会に対する警戒を怠らない。それでは、脆弱な民主主義社会の中で、はたしてジャーナリズムはいかなる役割を果たしうるのか、あるいは果たすべきなのか。

日本国憲法第一二条は、「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ」と定めている。第一九条では「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」、第二一条では「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」と定めている。

これらの条文は、ジャーナリズムに対して自由を、すなわち独立性と自律性を保障するが、同時に公共の福祉に反した場合には規律されうることを示している。とはいえ、民主主義社会では公共の福祉の基準やそれをめぐる価値観は多様であることが前提であり、ジャーナリズムも自らの

思想、良心に照らして言論、表現活動を行う自由が保障されている。

従ってジャーナリズムの役割にしても、「情報を発信しない、発信できない人々に代わって。その人々が言いたいことを伝えること」（外岡 二〇一五、五七）という規範的な社会的役割を明示することが可能になる。社会的弱者は概して、自ら情報発信を行う機会が低く、たとえ発信できたとしても影響力は限定される傾向が強いからである。多数派の専制に抗する力になること、それがジャーナリズムの最も重大な使命なのである。

11、終わりに

『外岡秀俊という新聞記者がいた』の著者である及川智洋のインタビュ記事、「Interview：及川智洋さん（法政大非常勤講師）内向きの論理にあらがう姿「理想の記者」外岡秀俊さんを聞き書き」が、毎日新聞に掲載された（二〇二四年七月八日夕刊、インタビュを行ったのは関雄輔記者）。印象的な部分を以下に掲げる。

「新聞社の社員としては異色の存在でありながら、新聞ジ

ャーナリズムのあるべき姿を体現した。二〇二一年に亡くなった作家・ジャーナリストの外岡秀俊さんは、まさにそんな半生を送った人物だった。……「誠実で自制心が強く、ポストを求めない。新聞記者離れた人でありながら、理想の新聞記者でもあった」。及川さんは外岡さんをそう評し、「取材しないと書けない」と語り、亡くなるまで取材を続けていた。取材して書くことと生きることが、分かちがたく結び付いているような人でした」としのぶ。」

琉球新報は、「朗読劇で人柄迫る／「外岡秀俊の世界」沖縄取材し二五年」（二〇二四年五月二九日）と題した記事、「沖縄の基地問題を四半世紀にわたり取材した作家でジャーナリストの故外岡秀俊さん（享年68）の半生を振り返ると共に、正義感と優しさに満ちた人物像に迫る音楽朗読劇とコンサート「外岡秀俊の世界」が六月八日、那覇市文化芸術劇場なはーとで開かれる」を掲載している。

沖縄タイムスもこの朗読劇を紹介する中で外岡の仕事を次のように評している。

「論説委員時代には沖縄米軍基地問題の取材班キャップを

担当。大田昌秀知事（当時）の戦争体験や、代理署名拒否の決断に至る背景や思いなどを深掘りし、広く報じた。以降、沖縄を取り巻く不条理や、戦後の過重な基地負担について継続的に取材した。」（二〇二四年五月二九日）

これらの記事から、沖縄の二つの地方紙が外岡の仕事と人柄を高く評価していることがわかる。沖縄はジャーナリストの仕事に携わる、思想を深める外岡にとって、常に立ち返る場所であった。

※ ※ ※

本稿では外岡の問題関心、扱う「言葉」の重みを伝えようとしてきた。外岡は新聞記事、評論、本を通じて、そして記事の中の言葉で、社会を鋭く批判し続けた。次の指摘は刺激的で、今も重く響く。

「他人の言葉に対する寛容は時に、自分が言葉に重きを置かない人の怠慢の証です。怒りを忘れない人は、言葉で戦っている人は、日本に住むあなたの周りにいるでしょうか」

（外岡 二〇〇五、九二）

歴史軸を重視し、大事にした外岡は、グローバル化の流れを実感しながらも、プレモダン、モダン、ポストモダンが共在し、それが国際社会の安定を損ねる大きな要因であることを主張していた。

「ポスト産業主義が似合うのは、ポスト・モダンizmとは限りません。むしろ新たな次元に入ったグローバル資本主義は、一見するとおそろしく時代錯誤に見える古色蒼然とした美意識を、各国別に召喚しようとしているのかもしれない。」（外岡 二〇一〇、七一）

※ ※ ※

最後に取り上げたいのは、新聞ジャーナリズムの可能性を見出し、説明を試みる、新聞ジャーナリストとしての外岡秀俊である。

新聞の役割として、「ニュース・バリューの判断」、「多様な価値観」、「記録性の三点」をあげ、「デジタル社会にも大きな役割をはたす」と述べる（外岡 二〇一五、五〇）。なぜなら、ネット社会になればそれだけ、「違った価値観や意見をぶつけ合い、納得のうえで、より高い次元の解決策を探す」という言論の役割は……より大切になる」（同、

五三）から、そして「ネット上の仮想空間は、どれほど無限に見えても、リアルワールドの、ほんの一部にすぎない」（同、五六）からである。ここから、「情報収集とは、ネット上の仮想空間にはないリアルワールドと向き合い、そこからじかに情報を受け取ることを意味します」という「現場主義」へと立ち戻り、そこに立ち続けることになる（同、五七）。

外岡は編集局長に就いた時、「気骨ある紙面」めざすという「宣言文」を載せた（二〇〇六年四月二日）。その中で、「時流をつかみ、風潮に流されない。大きな構図を描き出すことが新聞には求められている」と述べた。これこそが、新聞ジャーナリズムの限界を超える可能性だと思ひ、信じたい。

参考文献・論文

朝日新聞社会部編（一九九二）『メディアの湾岸戦争』朝日新聞出版。

及川智洋（二〇二四）『外岡秀俊という新聞記者がいた』田畑書店。

加藤典洋（一九九七）『敗戦後論』講談社。

河合史夫（二〇二二）『新聞記者の流儀——戦後二四人の名

物新聞記者たち』朝日文庫。

外岡秀俊（一九九四）『国連新時代—オリブと牙—』ちくま新書。

外岡秀俊（一九九七）『地震と社会（上）』みすず書房。

外岡秀俊（二〇〇五）『傍観者からの手紙』みすず書房。

外岡秀俊（二〇〇六）『情報のさばき方』朝日新書。

外岡秀俊（二〇一〇）『アジアへ 傍観者からの手紙2』みすず書房。

外岡秀俊（二〇二二a）『三・一一 複合被災』岩波新書。

外岡秀俊（二〇二二b）『震災と原発 国家の過ち』朝日新書。

外岡秀俊（二〇一五）『発信力の育て方』河出新書。

外岡秀俊（二〇一六）『憲法を根付かせたリベラルの伝統（山口二郎との対談）』、『安倍晋三が〈日本〉を壊す——この国のかたちとは——山口二郎対談集』青灯社、二一九—二五〇。

外岡秀俊（二〇二二）『価値変容する社会——人種・ウィルス・国家の行方』朝日新聞出版。

外岡秀俊（二〇二二）『メディアは「中立・客観」を離れ、開かれた「公正」報道を目指せ——「多事争論」再び——』『ジャーナリズム』二〇二二年四月号、四—一〇。

外岡秀俊・本田優・三浦俊章（二〇〇一）『日米同盟半世紀——安保と密約』朝日新聞出版。

チャコティン、セルゲイ（一九四〇—二〇一九）『大衆の強

奪——全体主義政治宣伝の心理学』(佐藤卓己訳) 創元社。

辺見庸 (二〇〇五) 『永遠の不服従のために』 講談社文庫。

御厨貴 (二〇一一) 『戦後』が終わり、「災後」が始まる』

千倉書房。